

官報 号外

平成二十八年十一月九日

○第百九十二回 参議院 會議 録 第九号

平成二十八年十一月九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成二十八年十一月九日

午前十時開議

第一 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第百九十四回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

第二 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(第百九十四回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより會議を開きます。

この際、日程を追加して、
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する

平成二十八年十一月九日 参議院會議録第九号

等の法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。財務大臣麻生太郎君。

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となつてきております。これを踏まえて、本法律案は、国税に関し、消費税率引上げの実施時期の変更及びこれに関連する税制上の措置につきまして、所要の改正を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、消費税率引上げの実施時期を平成三十一年十月一日に変更するとともに、消費税率の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式等の導入時期を二年半延期することといたしております。

第二に、住宅ローンの減税制度等の適用期限を二年半延期するとともに、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限の変更等の改正を行うことといたしております。

第三に、地方法人税の引上げの実施時期を二年

半延期することといたしております。

以上、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。古賀之士君。

〔古賀之士君登壇、拍手〕

○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士でございます。

まず、私の地元福岡、今、JR博多駅前道路の大きな陥没によつて大変なことになっております。謹んでお見舞いを申し上げますとともに、与野党関係なく一日も早い復旧を願う一人でもございます。

さて、私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

私にとつて初めての本会議質問が、国民生活に大きく関わる重大な法律案であることに對し、責任を感じております。また、私は、申し上げましたとおり福岡県の選出でございますが、同郷の総理大臣経験者である麻生財務大臣の胸を借りることに武者震いしております。

さて、まず、この本会議において議題となつたのが政府提出法案であることは残念であると申し上げておきます。本来ならば、民進党が衆議院に提出した消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案が衆議院で可決され、本院での議論が始まることを期待しておりました。政府提出法案が抱える大きな問題点である軽減税率ではなく、我が会派が提案する給

付付き税額控除こそ、消費税の逆進性対策に最もふさわしいと確信しているからであります。

その最大の理由は、軽減税率が既に実施されている他国の経験から、何が対象で何が対象外なのか、余りにも分かりにくい仕組みだからです。現代社会は多様化、複雑化が進んでおりますが、むしろ、それがゆえに制度や仕組みはできるだけシンプルで分かりやすいものにすべきです。政府法案は、中身が複雑で、その名前も、元アナウンサーの私のみぞうです。ですから、法案の名前も中身も簡潔で理解しやすい我が党の法案こそ、全ての国民に関わる消費税の改革にふさわしいと自負しております。

ほかの会派の皆様におかれましては、今からでも遅くありませんので、我が党の法案を衆議院で議論していただけるようお願いいたします。

さて、消費税率の一〇％への引上げは、そもそもは二〇一五年十月に予定されていたものでした。それが、二年前に二〇一七年四月に延期されましたが、その際に総理は、再び延期することはない、ここで皆さんにはつきりとそう断言いたしましたと述べられました。しかしながら、今年の春に示されたこれまでのお約束と異なる新しい判断という、一般的には全く理解できない意味不明な基準を基に引上げを更に延期したものが、今回の法案の骨子であります。公約違反ではないかという批判を真摯に受け止めることも総理は記者会見で述べられました。法案担当者である麻生財務大臣におかれましては、参議院での審議を始めるに当たり、再延期に至つた新しい判断について、国の内外どちらの要因が大きいのかも含め、御説明をお願いいたします。

また、総理は、景気判断条項を付すことなく確実に実施いたしますと記者会見でおっしゃいました。しかし、景気判断条項をあえて削除したにもかかわらず、本法案によつて再び延期が予定されています。結局は、二〇一九年十月に至つてもま

議事日程追加の件 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

た今回と同じことになり、その結果、税率引上げはいつまでたつても行われないのではないかと、う疑念を生じさせます。こうした懸念について麻生財務大臣のお考えをお伺いいたします。

なお、削除された景気判断事項は、消費税法附則第十八条第三項です。その第一項では、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三〇程度かつ実質の経済成長率で二〇程度を目指す措置を講ずるとされています。この数字を達成するために、本年度から平成三十二年度までの各年度の平均において、名目及び実質の経済成長率がどれほど必要か、石原経済財政担当大臣よりお答えをいただきますでしょうか。

また、日本経済が個人消費を中心に力強さを欠いていることから、一部では平成二十八年度三次補正予算が必要ではないかと意見が出ております。この点について麻生財務大臣のお考えをお聞かせ願います。

さきに述べましたように、民進党は、軽減税率ではなく給付付き税額控除を導入する議員立法を提出しております。この軽減税率と給付付き税額控除は、三党合意によって共に検討事項とされたはずでした。しかし、多くの議論が行われた軽減税率に比べて、給付付き税額控除はほとんど検討されていらないのではないのでしょうか。これまでの経緯において、給付付き税額控除が議題となった政府主催の会議の日時とおよその討議の時間数を石原社会保障・税一体改革担当大臣よりお答えいただけますでしょうか。

本法案で消費税率引上げを二年半延期しますが、実際に引き上げるに当たっては、我が国の競争力が向上するなど、引上げに足りるだけの経済環境を整えることが必要ではないでしょうか。しかし、果たして国際社会からはどう見られているのでしょうか。例えば、世界銀行の発表した二〇一七年版ビジネス環境報告書によれば、我が国

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

は全体評価で先進国中二十三位と、前年より更に順位を落とした。政府の目標である二〇二〇年までに先進国で三位以内は極めて厳しい状況です。民主党政権時の十五位から大幅に下がっていることと併せ、日本のビジネス環境の改善に向けてどのような施策を行っていくのか、石原経済財政担当大臣にお伺いをいたします。

また、国民一人一人の力が存分に発揮できるような社会環境も重要です。そのためには、現政権が最重要課題の一つとする女性が輝く社会を実現しなければなりません。しかし、残念ながら黄色信号、イエローライトがともっていると言わざるを得ないでしょう。世界経済フォーラムによる二〇一六年男女平等ランキングでは、百四十四か国中百十一位と、前の年の百一位より低下しました。女性政策の現状と国際評価、今後の対応について、加藤女性活躍担当大臣のお考えをお伺いいたします。

現行の法律であれば、税率の引上げは来年四月に行われる予定でした。これに伴い、秋から来年の春にかけて、いわゆる駆け込み需要が発生した可能性が高いと思われます。予定どおり来年四月に税率が引き上げられた場合と本法案によって二〇一九年十月に延期された場合の駆け込み需要の増減について、特に影響が大きいと思われる自動車及び住宅を対象にどう試算しているのか、大変興味があります。そもそも試算を行ったのか行っていないのか、行つたとすれば、その結果を石原経済財政担当大臣にお伺いをいたします。

消費税については、単に税率引上げの時期を延期すればよいというものではありません。一〇％引上げ時に実施予定だった社会保障の充実について、どのような対処が必要かを明示する必要がある。この点、麻生財務大臣は、衆議院で、全てを行うことはできませんが、赤字国債を財源に社会保障の充実を行うような無責任なことは行いませんと述べています。しかし、税収の上振れや

底上げが財源であるとすれば、本年度上半期の税収等が前の年より四・八％下回ったことを考えると、これも無責任と言えるのではないのでしょうか。

一〇％引上げの際に予定されていた政策のうち、来年春から行う政策にはどのようなものがあり、行うことができないものは何か、石原社会保障・税一体改革担当大臣からお答えをいただけますでしょうか。また、行う予定の政策についてはどのような財源を予定しているのか、麻生財務大臣よりお示しをお願いいたします。

軽減税率については、財源の確保が十分になされていないにもかかわらず実施を明言されています。これこそまさに無責任と思われる。もし不当と思われるのであれば、軽減税率で減収となる額に見合う財源を満額確保できているはずですが、この点について麻生財務大臣にお伺いをいたします。万が一、本法案の審議を参議院で始めるに当たつてなお軽減税率の財源が不足しているのであれば、財源が満額確保できる時期の確実な見通しをお示しいただけますでしょうか。

なお、財源の予定に総合算制度の見送りによるものが含まれているのであれば、本来は負担が軽減されたはずの国民の人数及び代替措置の有無を塩崎厚生労働大臣よりお答え願います。

年末には、ロシアのプーチン大統領の訪日が予定されています。日ロ首脳会談では様々な問題が議論されるでしょうが、国民にとって最大の関心は、言うまでもなく北方領土の返還です。旧島民の方々はもとより、全ての日本国民の悲願であると言つても過言ではないでしょうか。

しかし、戦後七十一一年、日ソ共同宣言から六十年、東京宣言からでも二十三年が経過しており、そう簡単ではないということも理解しております。この点、ロシアと交渉するに当たり、何らかの財政支出が発生する可能性があるのか、政府系金融機関による資金協力の可能性の有無も含め、

麻生財務大臣からお答えをいただけますでしょうか。

最後に、税を徴収する機構及び人員の状況についてお尋ねをいたします。

消費税を含め、あらゆる税の徴収業務は、法律の制定のみでは不十分であり、最終的には優秀かつ責任感のある人材によって確保されているはずですが、しかし、現状では大きな不安を抱えております。

新規発生滞納額のうち消費税の占める割合は六四％で、国税徴収額全体における消費税の割合は二八・九％と比べて非常に高くなっています。早期の不公平感正が求められています。早期の定員は過去五年間で六百八十九人の減員となっており、業務量に見合った人員配置とはとても言えないのではないのでしょうか。加えて、本法案で予定されている軽減税率が導入されれば、対象品目の判定などを始め、税の相談や徴収の現場に大きな負担が掛かることは間違いありません。

消費税を始めとする適正、公平な課税と徴収の実現及び歳入の確保のためには、国税職員の見直しと機構の充実が急務と思われるが、麻生財務大臣のお考えをお聞かせ願います。

また、消費税が五％から八％に引き上げられた際に、金の密輸が件数で二十二倍、脱税額で八倍に激増いたしました。一〇％引上げの際にも同様の事態が発生することが十分予想されますから、これに対応する税関職員の定員確保と機構の充実も大変重要です。この点に関して、麻生財務大臣のお考えをお伺いいたします。

本件につきましても、地方の財務局に所属する人員も含め、財務省内部の定員調整によって業務に必要な人材が不足することのないよう内閣人事局に断固とした態度で臨むことを、強力なリーダーシップを持つ麻生財務大臣にお願いするものであります。

結びに、社会保障と税の一体改革は、今後の日本にとって最も必要となる政策課題です。民進党は、人への投資が未来をつくるを大きな政策理念としておりますが、投資には財源が欠かせません。財源の議論を真剣に行うことをお約束いたしました。私の質問といたします。

御清聴、誠にありがとうございました。これで質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 七問頂戴しております。

消費税率引上げの延期の判断についてのお尋ねがまずあつております。

世界経済は、御存じのように、新興国経済のいわゆる陰りなど需要の低迷、また成長の減速リスクが懸念されておりますのは御存じのとおりです。また、日本経済も個人消費に力強さを欠く状況にあります。

今般の消費税率引上げの延期につきましては、国の内外どちらの要因が大きいかを定量的にお示しすることとは困難であります。こうした状況を総合的に勘案して、経済再生、デフレ不況からの脱却に向けた取組に万全を期するため、伊勢志摩サミットにおけます合意に基づきあらゆる政策を総動員する中で、構造改革の加速など総合的かつ大胆な経済対策を講じることと併せて判断したものであります。

次に、二〇一九年十月の消費税率引上げについてのお尋ねがあつております。

消費税率の一〇％への引上げは、国民の安心を支える社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信頼、信頼を確保するというためにも必要なものであり、二〇一九年十月には引上げを実施いたします。

このため、政府としては、経済再生なくして財

政健全化なしとの基本方針の下、民需主導の経済の好循環を確実なものにすることを通じまして、消費税率の一〇％への引上げが可能な環境を確実に整えるべく、経済財政運営に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、平成二十八年第三次補正予算の編成についてのお尋ねがあつております。

本臨時国会において成立をさせていただきまし平成二十八年第二次補正予算は、長年続きましたデフレ不況からの完全に脱却というのと、しっかりとした経済が成長していく道筋を付けるものだと考えております。当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な成長と一億総活躍社会の着実な表現につながる取組を中心としているところでもあります。まずは本補正予算を円滑かつ適切に執行していくことが重要であると考えております。

社会保障の充実の財源についてのお尋ねがあつております。

社会保障と税の一体改革におけます社会保障の充実につきましては、消費税増収分と社会保障改革プログラム法に基づきますいわゆる重点化、効率化による財源を充てることとされております。

消費税率一〇％への引上げを延期している間の社会保障の充実のための財源につきましては、社会保障の重点化、効率化の動向などを踏まえて、予算編成過程で検討してまいりたいと考えております。

軽減税率制度の財源確保についてのお尋ねがありました。

軽減税率制度の財源確保につきましては、平成二十八年度税制改正法において、歳入歳出両面にわたって検討を行い、安定的な恒久財源の確保をしっかりと取り組むこととしており、無責任との御指摘は当たらずと考えております。財源確保の時期につきましては、今般の法案を踏まえて、軽

減税率制度を導入する前年度の平成三十年末を期限として検討を進めることとしたしております。

ロシアとの北方領土返還交渉に係る財政支出についてのお尋ねもあつております。

政府としては、経済分野を含め幅広い分野で日口関係の国益につながるような形で進めていく中で、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針であります。現在、こうした方針の下、ロシアと様々な協議を行っているところであり、財政支出の可能性につきましては、政府系金融機関による資金協力を含めましてお答えできる段階にはありません。

国税職員及び税関職員の定員と機構の充実についてのお尋ねもあつております。

経済活動の国際化によつて複雑化する税務調査や訪日される外国人旅行者の増加への対応などの業務は、必要性が急増いたしております。こうした行政需要の増大に対処するため、業務の効率化を続けるとともに、同時に、内閣人事局と調整をして、現場職員の定員と機構の充実を努めてまいらねばならぬと考えております。(拍手)

〔国務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原伸晃君) 古賀議員にお答え申し上げます。

まず、経済成長率についてのお尋ねがございました。御指摘の附則第十八条第一項では、「平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる」とされております。

安倍内閣におきましては、経済再生なくして財政健全化なしとの方針の下、あらゆる政策を総動

員することにより、中長期的に実質GDP成長率二％程度、名目GDP成長率三％程度を上回る経済成長を目指しているところでございます。

なお、議員の御質問のように、仮に平成二十三年度から三十二年度までの平均において、名目三％、実質二％の経済成長率を達成するために本年度から平成三十二年度までに必要な平均成長率を機械的に計算をいたしますと、名目五・二％、実質三・四％となります。

給付付き税額控除の検討についてのお尋ねがございました。

税制に関しては、政府・与党一体となつて議論を行つております。政府といたしましては、従来より海外制度の調査等も行つてまいつております。

また、昨年九月十日の与党税制協議会消費税軽減税率制度検討委員会においては、軽減税率の議論に際しまして、議員御指摘の給付付き税額控除に関する資料を政府より提出し、その中で御議論をいただいたところでございます。

その結果、与党において、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点から総合的な検討を重ねていく中で、最終的に軽減税率制度の導入が決定されたものと承知をしているところでございます。

世界銀行が発表したビジネス環境報告書についてのお尋ねがございました。

先日発表された二〇一七年版を含め近年順位を下げており、二〇二〇年までに先進国で三位以内という目標に向けて更なる努力が必要だと認識をしております。

安倍政権は、成長戦略の下で世界で一番企業が活躍しやすい国を実現すべく取組を進めております。例えば、国家戦略特区で外資系企業やベンチャー企業の開業手続を一元化する施設の開設等に取り組んでまいりましたほか、電子化を通じた

平成二十八年十一月九日 参議院會議録第九号

行政手続の軽減等の取組を進めているところでございます。こういう取組を通じて、今後我が国の評価が見直されていくことを期待しているところでございます。

今後とも、世界最高水準のビジネス環境整備に向け、成長戦略の深化とその実現に、政府一丸となつて取り組んでまいります。

消費税率引上げに伴う駆け込み需要と反動減の計算についてお尋ねがございました。

二〇一七年四月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要と反動減の試算については、本年一月の政府経済見通し及び中長期の経済財政に関する試算において、御指摘の自動車や住宅を含め全体として二〇一六年度の実質GDPを〇・三％程度押し上げ、二〇一七年度の実質GDPを〇・三％押し下げる影響があると想定をしております。これは、前回二〇一四年四月の消費税率引上げのときの影響を参考にしたものでございます。

また、消費税率引上げが二〇一九年十月に延期された場合の駆け込み需要と反動減については、本年七月の中長期の経済財政に関する試算におきまして、前回引上げ時の影響を参考にした想定を置いておりますが、駆け込みと反動減、それぞれ影響が二〇一九年度でおおむね相殺されることから、年度ベースの成長率に対する影響は軽微になると考えているところでございます。

最後に、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実についてお尋ねがございました。

社会保障の充実については、給付と負担のバランスを考えれば、消費税率の引上げを延期する以上全てを行うことはできません。また、赤字国債を財源に社会保障の充実を行うような無責任なことも行いません。

その上で、消費税率を一〇％に引き上げた際に新たに実施することとしていた社会保障の充実については、保育受皿の確保と年金の受給資格期間

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

の短縮は着実に進めてまいります。そのほかの施策についても、優先順位を付けながら、今後の予算編成過程の中で最大限の努力をしてまいり所存でございます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 古賀議員より、女性政策の現状と国際評価、今後の対応についてお尋ねがございました。

御指摘の世界経済フォーラムにおけるジェンダーギャップ指数については、勤労所得の推計方法の変更が順位の変動要因の一つと考えられますが、いずれにいたしましても、経済分野における管理職の割合の低さや政治分野における女性の割合の低さが我が国の順位に反映されているものと承知をしております。

安倍内閣では、全ての女性が自らの希望に応じ個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け様々な取組を進めており、この三年間で経済分野においては女性の就業者数が約百万人増え、また、上場企業の女性役員数は二〇一二年から二〇一六年までの四年間で二倍以上を増加をしているところであります。

具体的な取組としては、経済分野に関しては、本年四月一日に完全施行された女性活躍推進法に基づき、企業等の行動計画の策定、公表と情報公表などを推進するとともに、政治分野に関しては、政党等に対し、自主的なポジティブアクション導入に向けた検討についての要請などを行っているところであります。

全ての女性が輝く社会の実現に向けて、引き続き女性の活躍の推進に取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)
○国務大臣(塩崎恭久君) 古賀之土議員にお答えを申し上げます。

総合合算制度についてのお尋ねがございました。

た。

総合合算制度は、税制抜本改革法におきまして、軽減税率、給付付き税額控除と並んで消費税率引上げに伴う低所得者対策の選択肢の一つとして位置付けられていたが、この中から軽減税率の導入が実施されることとなったと承知をしております。

なお、総合合算制度につきましては、マイナバー制度の導入、定着が前提となつていたこともあり、軽減税率の導入決定時点までにおいて、お尋ねのような具体的な制度設計には至つていなかったところでございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 新妻秀規君。

〔新妻秀規君登壇、拍手〕

○新妻秀規君 公明党の新妻秀規です。

ただいま議題となりました法律案につきまして、自由民主党、公明党を代表して質問をいたします。

自公連立政権に戻つて間もなく四年、この間進められてきたアベノミクスにより、雇用の拡大賃金の上昇による経済の好循環は着実に実現しつつあります。一方で、世界経済の不透明感が増す中で、あらゆる政策を講ずることが必要であり、この度、消費税率引上げが二年半延期されたことと理解をしております。この二年半で、アベノミクスを更に加速させ、日本経済のデフレ脱却、そして二〇二〇年度にはプライマリーバランス黒字化という財政健全化目標を達成しなければなりません。

デフレからの脱却、経済成長をどのように図っていくのか、財務大臣の答弁を求めます。

消費税率が一〇％に引き上げられるときには、逆進性を和らげるために軽減税率が導入をされます。一方、これまで単一であった消費税率が複数となるため、特に事業者にとっては経理や商品管理が複雑になるという課題があります。

十月十八日、本法案についての衆議院本会議での質疑において、軽減税率の円滑な導入に向けた政府の取組方針につき、財務大臣より、事業者の準備状況を検証しながら必要な対応を行う、Q&Aを既に公表したほか、説明会を開催して周知、広報に努め、また、中小企業者向けのレジ導入支援を行うとの答弁がありました。

区分経理方式及びインボイス制度の導入については、それぞれ更に二年半の猶予ができたものの、いまだ中小の事業者には不安も大きいようです。実際、中小企業の団体と意見交換をしたところ、インボイス制度の導入後、登録がない免税事業者は取引から排除されるのではなどの懸念が表明されました。行政サイドには、相談窓口の設置や巡回指導などのきめ細やかな対応が求められます。

具体的にどのようなして軽減税率導入に向けた事業者への支援を推進していくのか、財務大臣及び経済産業大臣の答弁を求めます。

転嫁対策特措法の適用期限も、二年半スライドし、平成三十三年三月三十一日となります。経済産業省が毎月発表をしている消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査によれば、転嫁の状況は、消費税八％への引上げからの二年半、若干の改善はあるものの、横ばいという状況が続いています。また、この調査によれば、事業規模が小さいほど転嫁ができておらず、さらに、小売業やサービス業など特定の業種で状況が芳しくないとの傾向が出ております。

前回の消費税率引上げから二年半たつても、転嫁対策はこのように道半ばです。あと四年半弱である手前を講じて、価格転嫁が適正に行われるよう急がなければいけません。

価格転嫁対策は下請取引適正化の柱の一つです。事業規模や業種にかかわらず、価格転嫁がきちんと実施をされ下請取引が適正に行われるよう

に、実効性のある取組が必要です。経済産業大臣の答弁を求めます。

住宅の取得は、消費税引上げによって駆け込み需要とその反動減が大きく生じる特徴があります。二年半前の消費税引上げ時には住宅ローン減税の拡充などの対策が取られましたが、それでも大きな反動減が生じました。前回の消費税引上げ時に講じた住宅ローン減税などの施策と実際に生じた駆け込み需要及び反動減について検証を行い、できるだけ住宅消費が平準化するように施策を講じるべきと考えますが、財務大臣の答弁を求めます。

消費税引上げが先送りになり、予定していた財源が十分に確保できない状況でも、社会保障分野では優先すべき課題があります。自由民主党、公明党は、これらの課題に赤字国債を発行せずに対応すると決めました。

具体的な課題としては、まず無年金対策です。法律を改正して来年度中に実施することとなりました。一日も早い成立が望まれます。次に、軽減税率導入まで継続して行うことになっている簡素な給付措置です。これについては、二年半分を一括して支給することとなっております。

このほかにも社会保障面での課題は山積しております。消費税引上げが再延期になっても安定財源を確保し、充実策を前倒しをして実施を促すため、最大限努力していくべきだと考えます。財務大臣に社会保障の充実に取り組む決意を伺うとともに、ニッポン一億総活躍プランにどう取り組んでいくのか、明快な答弁を求めます。

社会保障の充実と財政健全化の同時達成という難題に全力で取り組む決意を表明し、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 四問頂戴しております

が、まず、デフレ脱却、経済再生についてのお尋ねがあっております。

政府としては、経済再生、デフレ不況からの脱却に向けた取組に万全を期していくために、今般、消費税率引上げを延期するとともに、構造改革の加速など総合的かつ大胆な経済対策を講ずることとしたところであります。

あわせて、歳入歳出面からの財政健全化の取組が必要であります。そのため、二〇一九年十月に消費税率を一〇％に確実に引き上げるとともに、引き続き、経済・財政再生計画の枠組みの下、改革工程表に基づきまして、社会保障の改革を進め、徹底的な重点化、効率化など、歳出改革を継続してまいりたいと考えております。

今後とも、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、民需主導の持続的な経済成長の実現を目指した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、軽減税率制度の導入に向けた事業者への支援についてのお尋ねがあっております。

政府としては、軽減税率制度の円滑な導入に向けて取り組むことは極めて重要だと考えております。

具体的な事業者への支援として、軽減税率制度の一般的な事項につきましましては、QアンドAの公表や、また説明会の開催により周知、また広報を行うこと、同時に、個別の照会につきましても、税務署に設置をいたしております専用相談窓口において丁寧な相談に応じているところであり、引き続き、事業者の準備状況を把握し、同時に万全の対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、消費税率引上げに伴う住宅の反動減対策についてのお尋ねがあっております。

住宅取得につきましては、消費税率八％への引上げのときに、税率引上げ後の反動減による影響

を平準化するために、住宅ローン減税の拡充などの措置を講じたところであります。足下の住宅の新規着工戸数は、消費税率引上げ前の水準を回復しているところであります。

消費税率一〇％への引上げに際しましては、住宅ローン減税については同様の措置を継続するとともに、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充すること等を考えております。こうした対応によりまして、税率引上げ後の反動減による影響を平準化されることを期待をいたしております。

社会保障の充実についてのお尋ねもあっております。

社会保障の充実につきましては、給付と負担のバランスというものを考えれば、消費税率一〇％への引上げを延期する以上、全てを行うことはできません。赤字公債を財源に社会保障の充実を行うというような無責任なこともせず、優先順位を付けて最大限努力をしていかねばならぬところだと思っております。

その中で、待機児童ゼロに向けた保育の受皿五十万人分の確保につきましては、来年度までの達成に向けて、約束どおり実施をいたします。また、年金の受給資格期間の短縮につきましましては、平成二十九年途中で確実に実施できるよう、政府としては所要の法案を今国会に既に提出をさせていただきます。

いたしております。さらに、保育士、介護職員などの処遇改善など一億総活躍プランに關します取組につきましましては、アベノミクスの成果の活用等々を含めまして、財源を確保して優先的に実施してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

○国務大臣(世耕弘成君) 新妻議員にお答えをいたします。

消費税軽減税率制度の導入に向けた事業者支援についてのお尋ねがありました。

経済産業省としては、制度の導入、運用に当たり、中小企業・小規模事業者者に混乱が生じないよう、中小企業団体等と連携し、中小企業・小規模事業者に対して十分な周知を行うとともに、全国約二千四百か所の相談窓口の設置、各地での講演会の開催等を通じて丁寧なサポートを行います。

さらに、レジの入替等が必要な中小企業・小規模事業者に対する支援として、平成二十八年四月から複数税率に対応したレジの導入等を補助するとともに、複数税率への対応ができない電子的な受発注システムの改修を補助しております。

また、御指摘のインボイス制度については、軽減税率制度の導入から四年間の準備期間が設けられております。経済産業省としては、中小企業・小規模事業者の事務負担の実態や準備の状況、そして事業者間取引への影響などについて更に十分に調査、意見聴取を行いながら、インボイス導入までにその課題や解決策を検討し、中小企業からの相談対応などのサポートをしつかり行うなど、必要な措置を講じてまいります。

次に、消費税の価格転嫁と下請取引の適正化のための取組についてのお尋ねがありました。

これまでも政府を挙げて消費税の価格転嫁対策に取り組んできたところであり、直近の消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査では、全く転嫁できていないとする回答の割合は、事業者間取引で三・三％、消費者向け取引では五・〇％となっております。価格転嫁できていない理由については、ほかの事業者との競争や景気動向に加えて、下請取引における取引先との関係も挙げられております。

こうした状況を踏まえて、消費税の円滑かつ適正な価格転嫁を確保するために、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、大規模な書面調査や転嫁対策調査官による立入検査を行うなど、転嫁拒否行為に対して厳正に対処してまいります。また、商

工会、商工会議所等の中小企業団体とも連携をして、転嫁対策に関する相談窓口を設置するとともに、講習会等を実施してまいります。さらに、下請取引の適正化に向けては、下請法など関連法令の運用を強化するとともに、産業界に対して自主行動計画の策定を要請しているところであります。

これらの対策により消費税の価格転嫁がきちっと実施されるよう、引き続き転嫁対策に万全を期してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 大門実紀史君。

(大門実紀史君登壇、拍手)

○大門実紀史君 日本共産党を代表し、消費税増税延期法案に関連して質問をいたします。

日本経済が停滞から抜け出せない最大の理由は、経済の六割を占める個人消費の低迷が続いていることです。九月の家計調査を見ても、うるう年で二月が一日多かったためにプラスになったことを除くと、十三か月連続のマイナスとなっています。個人消費が増えなければ、企業の売上げも設備投資も増えません。

石原大臣は、個人消費が伸びない要因がどこにあるとお考えでしょうか。

消費低迷の第一の要因は賃金、所得の低迷です。この間、低賃金の非正規雇用が雇用者数に占める割合は四割近くにまで上昇しましたが、非正規の年収は正規の三割台にとどまっております。年収が二百万円以下のいわゆるワーキングプア層は一千三百万人と、三年連続で一千万人を超えました。賃金の低下は、一時的な現象ではなく、非正規雇用の拡大によってつくられた低賃金構造に根本的な原因があります。

家計調査を見ると、非正規雇用が多い低所得の勤労者世帯ほど消費を減らしています。年齢でいえば、三十九歳以下の若い世帯の消費の落ち込み

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

が深刻です。石原大臣が序文を書かれた今年度の経済財政白書でも、個人消費が伸びないのは、特に三十九歳以下の若年子育て世帯が消費を抑えており、その背景には非正規雇用の増加があると指摘をされております。そうであるならば、非正規雇用を拡大する労働法制の改悪をやめ、正社員化の道を広げることこそ景気回復にもつながるのではあります。

実収入から直接税や社会保険料などを除いた可処分所得も、安倍政権発足前と比べて減少しています。その原因は、賃金の伸び悩みや年金給付額の削減などに加え、年金、介護、医療などの保険料が引き上げられてきたことにあります。消費税増税や異次元金融緩和の円安誘導による物価上昇も実質可処分所得を減少させました。まさに安倍内閣の経済政策、アベノミクスそのものが国民の可処分所得を減少させ、消費を冷え込ませてきたと言わなければなりません。

今こそ、手厚い中小企業支援とセーフティネットにした最低賃金の大幅引上げや年金改悪のストップなど、具体的に国民の賃金、所得を上げる政策に踏み出すべきではありませんか。石原大臣の答弁を求めます。

消費を低迷させている第二の要因は、国民の将来不安の増大です。内閣府の国民生活に関する世論調査によれば、国民が不安を感じる事柄は、〇三年以降、老後の生活設計についてがトップになっています。将来の年金受給額が減り、医療や介護の負担が増えるのではないかと。社会保障制度への不安が消費者意識に重くのしかかり、消費を冷え込ませる要因になっているのです。

政府の厚生労働白書でも、社会保障の充実が国民の将来不安を取り除き、経済を活性化させると指摘をしております。社会保障の連続改悪をやめ、むしろ充実することで、国民の将来不安を取り除き、景気を回復させ、税収も増やすというプ

ラスの好循環に方向転換する必要があるのではないのでしょうか。石原大臣の答弁を求めます。

消費を冷え込ませた第三の要因は、消費税の増税です。二〇一四年四月の消費税率の八%への引上げ後、個人消費は一四年度、一五年度と二年連続でマイナスとなりました。二年連続のマイナスは戦後初めてのことで、麻生財務大臣は、二〇一四年の消費税増税が現在も続く消費の低迷を招いた最大の要因だという認識をお持ちでしょうか。

安倍政権は二〇一五年十月に予定していた税率一〇%への引上げを延期することにしたことが、それ以降も消費は伸びていません。なぜなら、消費者は、先送りになっただけで近い将来に増税されることを考え、消費を抑えようとしています。企業も増税後の景気悪化を予想し、設備投資を控えるようになっています。増税予定そのものが景気を停滞させているんです。この点からも、消費税増税は延期ではなく、きっぱり断念、撤回すべきではありませんか。

いつから日本の政府は、財源といえば消費税のことしか思い浮かばなくなつたのでしょうか。八〇年代のレーガン、サッチャーの新自由主義路線を模倣し、日本でも直間比率の見直しが進められ、国際競争力の名の下に法人税率、所得税の最高税率の引下げが行われる一方で、国民には消費税を押し付け、税率を引き上げてきました。

その結果どうなつたか。大企業は空前の内部留保を積み上げ、巨万の富を持つ超富裕層が出現する一方、国民生活は疲弊し、経済も長期停滞から抜け出せなくなつてしまいました。今後この方向を続ければ、国民の暮らしも経済も落ち込んでいくだけではありませんか。

大体、消費税は国民にとつて一利もない税金であります。第一に、こんなに増税するたびに景気を悪くす

る税金は見たことがあります。第二に、所得の低い人に手厚くする社会保障の財源を所得の低い人に重い消費税で賄うこと自体、自己矛盾であり、所得の再分配に反します。第三に、社会保障のための消費税という話そのものがでたらめです。

消費税創設以来二十八間でその税収は三百二十八兆円にも上りますが、ほぼ同じ時期に、法人三税は二百七十一兆円、所得税、住民税も二百六十兆円も減少してしまいました。不況による税収の落ち込みに加え、大企業、富裕層への減税が繰り返されたからであります。結果的に、消費税はその穴埋めに消えてしまったことになりました。

五%から八%への増税分八兆二千億円で、社会保障の部分的手直しに充てたのは僅か一兆三千五百億円で、残り六兆八千五百億円は赤字削減などの口実を付けて他の用途に消えてしまいました。本法案は、こういう消費税を一旦延期しても二〇一九年十月には必ず引き上げるという法案であり、容認できるものではありません。

麻生大臣、税金は苦しい庶民から取るのではなく、もうかっている大企業や大金持ちから取るべきです。消費税頼みの考え方を改め、応能負担の原則で税制を抜本的に見直すべきではないでしょうか。

この点では、研究開発減税の見直しは緊急の課題です。トヨタ一社で一千億円以上の減税、トヨタ企業十社だけで減税額の約四割を占める異常な大企業優遇です。総理も麻生大臣も来年度税制改正での見直しを約束されました。政府税調も抜本的な削減を求めています。政府として、研究開発減税の削減に踏み出すべきではありませんか。

このことを含め、応能負担の原則に基づく税制改革を強く求め、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 大門先生から五問頂戴しております。

まず、二〇一四年の消費増税が個人消費に与えた影響についてのお尋ねがっております。

消費税率引上げにより、二〇一四年度の個人消費が、駆け込み需要の反動減等により三兆円程度減少したことに加え、消費税率引上げによる物価上昇によりまして二兆円台半ば程度減少したと試算されているものと承知をいたしております。

一方で、個人消費は、足下になりますと、二四半期連続のプラス成長となっておりますなど、総じて見れば底堅い動きとなつてきているものだと認識をいたしております。

次に、消費税率引上げを断念すべきとお尋ねがありました。

消費税率一〇％への引上げは、国民の安心を支えます社会保障制度の次世代へ引き渡すその責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信頼関係を確保するといったために必要なものであり、これは断念とか撤回するということはありません。

このため、政府としては、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下で、民需主導の経済の好循環を確保なものにすることを通じて、二〇一九年十月の消費税率一〇％への引上げが可能なる環境を確実に整えるべく、経済財政運営に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、税制の在り方についてのお尋ねがありました。

消費税につきましては、税収が安定をしており、勤労世代など特定の者への負担が集中しないといった特性から社会保障の財源としてふさわしいと考えており、その税率引上げによる増収分は、全額社会保障の充実、安定化に充てることとされております。

同時に、税制全体を通じて見れば、近年、所得税につきましては、所得再分配機能の回復を図るための最高税率の引上げ、法人税につきましては、企業の前向きな投資や賃金引上げを促し経済の好循環をより確実なものとするため、課税ベースの拡大と税率の引下げといった見直しを行つており、国民の暮らしも経済も落ち込んでいくという御指摘は当たらないものだと考えております。

最後に、企業や富裕層に対する課税についてのお尋ね、ああ、もう一問お尋ねがありました。

安倍政権の下で法人税改革として実効税率二〇％台への引下げを行ったところですが、これは単なる税率の引下げだけではありません。御存じのとおりです。課税ベースの拡大により、財源をしっかりと確保して行つたものでもあります。課税ベースの拡大に当たりましては、外形標準課税等につきましては中小企業を引き続き対象外とするなど、中小企業には十分な配慮を行つております。

また、所得税につきましては、所得再分配機能の回復を図る観点から、所得税の最高税率を四〇％から四五％に引き上げる、また金融所得に係ります分離課税の税率につきましても、一〇％の軽減税率を廃止して二〇％の本則税率にするといった税制改正を行つており、まずはこうした見直しの影響を見ていく必要があるかと考えております。

最後に、研究開発税制についてのお尋ねがあつております。

研究開発税制などの租特、いわゆる租税特別措置につきましては、特定の政策目的を実現するためには有効な政策手段となり得る一方で、税負担のゆがみを生じさせる面があるという点から、真に必要なものに限定していくことが重要だと、私もそのように考えます。

研究開発税制につきましては、今年度の税制改

正において、その制度の全般にわたり、めり張りを利用させつつ、研究開発投資に向けた有効なインセンティブとなるようしっかりと検討を行つてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原伸晃君) 大門実紀史議員にお答え申し上げます。

まず、個人消費についてのお尋ねがございました。

個人消費の動向については、消費者マインドに持ち直しの動きが見られる中で、総じて見れば底堅い動きとなっております。また、個人消費を取り巻く環境を見ますと、有効求人倍率は一・三八倍と約二五年ぶりの高水準、失業率は三％と約二十一年ぶりの低水準、雇用者の所得の合計であります総雇用者所得は、名目、実質共に十五か月連続で前年比プラスとなるなど、雇用・所得環境の改善は続いております。

ただし、所得の伸びと比べますと個人消費に力強さを欠いていることは、議員の御指摘のとおり、事実だと思ひます。この背景として、子育て世代を中心とした先行き不透明感や一部の高齢者世帯の節約志向等が考えられると経済財政白書の中で分析をしております。

消費と賃金、所得についてお尋ねがございました。

賃金については、今春で三巡目となった賃上げや最低賃金引上げに向けた取組もありまして、名目賃金は二〇一四年春以降増加傾向にあり、実質賃金も八か月連続で前年比プラスになるなど改善が続いております。ただし、先ほども申し上げたとおり、所得の伸びに比べると個人消費に力強さを欠いているのは事実であります。

こうした課題について、経済財政白書において、持続的な賃金上昇や正規、非正規雇用者間の待遇格差の是正等を通じて将来への展望を明らかに

ものとする必要があると指摘をしておりますところでもございます。

政府としては、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジであります働き方改革を断行してまいります。持続的な賃金上昇とともに、同一労働同一賃金の実現やこれまでの賃金体系の見直しなどにより、非正規の方の処遇を改善し、中間層の厚みを増すことで所得の底上げ、消費の拡大につながっていくものと考えているところでございます。

賃金と所得の向上についてお尋ねがございました。

賃金については、今世紀に入つて最も高い二％水準の賃上げを三年連続で実現し、パートの平均時給も過去最高水準に上昇するなど、経済の好循環は着実に回り始めております。経済の好循環を確保なものにするためには、賃上げが今春の三巡目にとどまらず、四巡目、五巡目と続いていくことが重要でございます。このため、政府としては、賃上げ促進税制の導入、ものづくり補助金や下請中小企業の取引条件の改善による中小企業の賃上げのための環境整備に取り組んでいるところでございます。

また、議員御指摘の最低賃金についても、全国加重平均で千円を目指し、今年度の最低賃金の引上げ額は全国加重平均で二十五円となりました。また、先般成立した補正予算においても、最低賃金引上げに向けた環境整備を行うとしたところでございます。

また、年金については、高齢期の所得の底上げを図りまして、喫緊の課題である無年金の問題に対応すべく、年金の受給資格期間の十年への短縮を盛り込んだ法案を今国会に提出しているところでございます。

今後とも、こうした経済の好循環の流れを確かなものとし、国民の所得の向上に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

最後に、景気を回復させ税収も増やすというプラスの好循環についてのお尋ねがございました。安倍内閣としては、持続的な経済成長を通じて富を生み出すことによりまして、経済全体のパイや個人の所得を増加させ、その果実を所得の再配分に活用することで更なる成長につなげてまいりたいと考えております。

政権交代後、デフレ脱却を目指して経済再生に取り組み中で、名目GDPは三十三兆円増加、税収は国、地方合わせて二十一兆円増えました。

経済成長の果実を生かして、子育て支援や介護離職者ゼロに向けた取組などの、議員の御指摘される社会保障の充実を行うことによりまして、国民の将来不安を取り除くとともに、安心できる社会基盤を築き、その基盤の下に更に経済を成長させていくという成長と分配の好循環をつくり上げてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 渡辺喜美君。

(渡辺喜美君登壇、拍手)

○渡辺喜美君 日本維新の会、渡辺喜美であります。

増税の前にやるべきことがある。

我々は、かねてより、消費税率の引上げ以前に、国会議員の身を切る改革、公務員人件費削減等の行政改革の徹底、そしてデフレ脱却、景気回復が先だと主張してまいりました。残念ながら、こうしたことがいまだに進んでおりません。国内外の経済は予断を許さず、世界経済見通しも不透明、政権運営の通信簿である日本の株価は低迷し、為替相場も年初に比べてはるかに円高になっております。これ以上円高が進行すれば、再びデフレに陥りかねない危うさが続いております。

安倍総理は、消費税率一〇％への引上げを再延期する理由について、世界経済が大きなりスクに直面しているために政策総動員が必要な中で、消費税率の引上げは内需を腰折れさせかねない」と述

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

べておられます。そのとおりですよ。このような先が見通せない状況であれば、消費税増税は延期ではなく凍結をすべきであります。

日本経済を駄目にした長引くデフレは、少子高齢化や人口減少のせいではなく、マクロ経済政策、すなわち国家経営の失敗そのものに根本的な原因があります。増税をやつてはいけないうちに増税をやる、金融緩和をやるべきときにやらないう。つまり、アクセルを踏むべきときにブレーキを掛ける、暖房を掛けるときに冷房を掛ける。この失敗こそ日本を長期停滞に陥れた真犯人であります。

我が党は、十一月二日、消費税増税凍結法案を参議院に提出いたしました。景気の現状や身を切る改革等がなされていないことに鑑み、政府は消費税率の引上げを凍結するとともに、国民の間に不公平感が残り、将来の税率引上げにつながらない軽減税率制度を廃止すべきであります。

具体的には、消費税率の一〇％への引上げは経済状況、歳出削減の成果等を総合的に勘案して検討するものとし、特にデフレ脱却をまず行い、その結果に基づいて定められるものとする。その際、歳出の無駄削減を図るために必要な措置を講ずること、そして、政府は消費税の軽減税率制度を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとするのであります。

財務大臣にお伺いをいたします。毎年度においてその時々経済状況を見ながら定める税法の中で、なぜ消費税だけが例外で、将来の時点の経済状況が見えにくいにもかかわらず、税率引上げを予定しているものでありましょうか。

これまで、村山内閣が決定し、橋本内閣が実施した一九九七年の消費増税は重大な失敗でした。野田内閣が決め、第二次安倍内閣が実施した二〇一四年の増税も失敗です。個人消費を減速させ、景気の足を引っ張り続けているではありませんか。物

価安定目標二％の未達成もこの増税が主因であります。麻生副総理はそう思わないのでしょうか。元々、将来の増税決め打ちには無理があります。

安倍総理は、増税して景気を悪くしたら元も子もないとおっしゃっています。そのとおりですよ。もとより、アベノミクスというのは金融緩和、積極財政、構造改革を旨としています。増税とは全く異質の政策なのであります。麻生大臣はそうお思いにならないでしょうか。

この際、引上げそのものを凍結して、デフレ脱却に全力を挙げるべきであります。増税を将来予定をすることはデフレマインドを助長させるだけであります。いかがでしょう。

それに関連して、最近の日銀はかなり変です。金融緩和が雇用の回復に一定の貢献があったのは事実であります。先頃の金融政策の変更は、まづ金融緩和をすべきであるという意味で本来の仕事になつていません。

失業率が二％台半ばまで下がれば、更に雇用は二十万から三十万増えてまいります。物価安定目標二％より現在のインフレ率は低いのでありますから、今は金融緩和をすべきであります。そうすれば、賃金はおのずと上がり、デフレ脱却も見えてまいります。財務大臣はそうお考えにならないでしょうか。

また、民間が未来への投資をちゅうちよするのなら、政府が率先して五十年物、六十年物の超長期国債を発行し、投資したらよろしいのです。財政出動だけでは円高を招きますが、金融政策と一体化をすれば、金融緩和をより強力に推進し、デフレ脱却にもつながってまいります。いかがでしょう。

いずれにしても、消費税増税の前にデフレ脱却を徹底すべきと考えますが、財務大臣の御見解をお伺いをいたします。そもそも、税制抜本改革法は、民主党、自民党、公明党の三党合意で成立をいたしました。そ

の際、民主党政権下で決められた社会保障・税一体改革大綱には、議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で増税をすべきだと明記されました。

しかし、政府と自公三党は、国民との約束を破りました。今年ようやく決まった衆議院定数削減は、十減らすのみであります。大綱にある八十削減はどこに消えたのでありましょう。

議員歳費と公務員人件費については、復興財源のための歳費、給与カットは二年余りで終了する一方、国民の復興所得課税はあと二十年以上も続くのであります。去年、今年に公務員給与を引き上げる給与法案が成立し、さらに、人事院勧告では三年連続の公務員給与引上げとなつております。厳しい財政事情に鑑み抑制に努めていくとの麻生大臣の御答弁と整合性が取れていないのではないのでしょうか。

我が党は、既に衆議院定数削減法案、議員歳費削減法案、国家公務員総人件費二割削減法案を始め、身を切る改革法案を提出してまいりました。政府・与党が本気で取り組んでいただければ、協力は惜しみません。

大綱に定めた議員定数削減や公務員総人件費削減は、まだまだ十分であります。麻生副総理には、より具体的、より建設的な御答弁をお願い申し上げます。

社会保障と税の一体改革の考え方を根本的に見直し、社会保障の恒久財源を消費税以外に求めることを真剣に検討すべきであります。

増税の前に、まずは社会保険料の取り上げをなくすところから始めるべきであります。国民年金未納や厚生年金、健康保険の加入要件を満たすにもかかわらず加入していない加入逃れの問題を解消する方が先ではないでしょうか。

社会保障と税の一体改革というのであれば、社会保険料と税を一体的に管理できる世界的な流れでもある歳入庁を創設すべきであります。安倍

総理は歳入庁設置に前向きと存じますが、麻生副総理はいかがでございましょうか。

我が党は、歳入庁設置による業務効率化等推進法案を提出しています。既存組織防衛のための形式的な反対理由は聞きたくございません。御所見をお伺いをいたします。

最後に、我が党は、どの党よりも先駆けて消費税増税の凍結を訴えてまいりました。期日を定めた増税ありきの延期法案と我が党の増税凍結法案とは全く異なります。デフレ脱却、名目成長率四％が達成されれば、増税そのものがなくなることさえ考えられるのであります。

再度、延期ではなく凍結すべきであることを訴えて、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 消費税率の引上げと経済状況について等々十問いただいております。

まず、消費税率の引上げと経済状況についてのお尋ねがあつております。

税制を変更するに当たっては、国民や事業者の準備期間を設けるとともに、予見可能性を確保するためには、施行日を将来の一定の日に定めることは、これは一般的なことであります。消費税率引上げにつきましても、この予見可能性や経済への影響などを総合的に勘案し、平成二十四年八月に成立をいたしました税制抜本改革法においては、平成二十六年四月に五％から八％へ、二十七年十月から八％から一〇％へと二段階で引き上げることとし、その上で経済状況等を総合的に勘案し、引上げの判断を行うこととしたところであります。

次に、消費税率の引上げの経済への影響についてのお尋ねがあつております。

消費税率の引上げが経済に影響を及ぼすことは否定しません。経済は、税制のみならず、これは世界経済の動向を含め様々な要因によつて決まる

ものだと認識をいたしております。今般の消費税率引上げの延期につきましても、世界経済が新興国経済の陰りなど需要の低迷、また成長の減速リスクが懸念される状況の下で、個人消費にも力強さを欠くということなどを総合的に判断したところでありまして、増税決め打ちとの御批判というのは当たらないと思っております。

消費税率引上げとアベノミクスについてのお尋ねもあつております。

日本経済の再生を実現していくためには、少子高齢化が進展をしていく中であつて人々が安心して暮らしていくためには、持続可能な財政と社会保障を構築していくことは必要不可欠の条件であります。三本の矢が持続的に効果を発揮するためにも、国民の安心を支えてまいります社会保障制度を次の世代に引き渡すための消費税率の引上げは、これは極めて重要だと思っております。したがつて、消費増税はアベノミクスとは異質の政策との御指摘は当たらないと考えております。

デフレ脱却と消費税率引上げの凍結についてのお尋ねがありまして。

デフレ不況からの脱却は安倍内閣の最重要課題であります。まさに、そのためにも、伊勢志摩サミットにおける合意に基づきあらゆる政策を総動員する中で、構造改革の加速など総合的かつ大胆な経済対策を講じることと併せて、消費税率引上げの再延期を判断したものであります。同時に、二〇二〇年度の財政健全化目標を堅持し、消費税率の引上げはその実現を損なわないタイミングでしっかりと実施していく必要があり、いつまでも先送りをするわけにはいかないと考えております。したがつて、消費税率を凍結ということは考えておりません。

日銀による金融政策についてのお尋ねがありました。

先般、日銀は、総括的な検証を行った上で、金融緩和をいゆる強化するための新しい枠組みと

して、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定をされております。これは、二％の物価安定目標を早期に実現するためのものであると理解をしております。また、黒田日銀総裁は、金融緩和の拡大はまだ十分可能であり、必要であれば追加措置も躊躇うまいと説明をしております。

確認することで、総人件費の抑制に努めていく考えでもあります。なお、国会議員の定数や歳費の在り方につきましては、これは民主主義の根幹に関わる話でありますので、各党各派においてしっかりと御議論いただくべきものであらうと考えております。

国民年金の納付率や被用者保険の適用についてのお尋ねがあつております。

国民年金納付率の向上や被用者保険の適用対策は、これは極めて重要な課題であります。厚生労働省において適切に取り組んでおられるものと承知をしております。他方、消費税率の一〇％への引上げは、国民の安心を支える社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たす、それとともに、市場や国際社会からの国の信頼、信認というものを確保するためにはこれは是非必要なものであり、二〇一九年十月には引上げを実施させていただきます。これらの課題は共に重要な課題であり、それぞれ速やかに対応していくべきものであらうと考えております。

最後に、歳入庁についてのお尋ねがありました。

いゆる歳入庁につきましては、非公務員とした年金機構職員を再び公務員にするということが、また、同一の滞納者に対して、時効の異なる年金保険料と国税の徴収業務を同時に行うということになるといった実務上の混乱も生じかねないというなど様々な問題点があり、適当ではないと考えております。なお、社会保険料と国税の徴収に関しては、現在、国税庁から厚生労働省に法人情報を提供するなど、関係省庁間で連携を強化しているところであります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

政府としては、二〇一九年十月の消費税率一〇％への引上げを確実にける環境を整えていくべく、デフレ不況からの脱却に向けて経済財政運営に万全を期してまいる所存であります。

次に、議員定数及び議員歳費の削減、公務員総人件費の削減についてのお尋ねがあつております。

政府として、国家公務員の総人件費については、その抑制に努めていくことが重要であると考えており、一昨年の給与法改定に盛り込みました給与制度の総合的な見直しにおいて、初任給を据え置く一方、高齢者層を四％引き下げることにより、俸給表水準を平均二％引き下げることとして

おります。また、簡素で効率的な行政組織体制を

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(伊達忠一君) この際、日程に追加して、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。総務大臣高市早苗君。

〔国務大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○国務大臣(高市早苗君) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、世界経済の不透明感が増す中で新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となつてゐることを踏まえ、地方税に関し、所要の施策を講ずるものであります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、地方消費税率引上げ時期の変更などの改正であります。地方消費税率の引上げの施行日の変更及び消費税率に係る地方交付税率の率の変更などを行うこととしております。

その二は、地方法人課税の偏在是正措置の実施時期の変更などの改正であります。法人住民税法人税割の税率の引下げ時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更などを行うこととしております。

その三は、車体課税の見直しの実施時期の変更などの改正であります。自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更などを行うこととしております。

そのほか、個人住民税の住宅借入金等特別税額

議事日程追加の件 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

控除の適用期限の延長を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 少々お待ち願います。

ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。森屋宏君。

〔森屋宏君登壇、拍手〕

○森屋宏君 自由民主党、森屋宏です。

ただいま議題となりました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党及び公明党を代表いたしまして質問をいたします。

まず初めに、アメリカ大統領選挙の影響について麻生財務大臣にお伺いをいたします。

今年六月に安倍総理は、消費税率の一〇％への引上げ延期を表明されました。その際の説明では、世界経済が危機に陥るリスクがある中で、内需を腰折れさせかねない消費税率の引上げは延期すべきであるというものであります。

その後、英国のEU離脱など、実際に世界経済を揺るがす出来事が起こり、そうした懸念は一部現実のものとなりました。同様に、今回のアメリカ大統領選挙も、世界経済に大きな影響を及ぼすイベントであつたと思ひます。

今回のアメリカ大統領選挙の結果が今後の世界経済及び我が国の経済にどのような影響を及ぼすとお考えになつておられるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、消費税率引上げ延期の地方経済への影響につきまして高市総務大臣にお伺いをいたします。我が国の地方経済に目を転じますと、有効求人倍率が全都道府県において一倍を超え、明るい兆しも一部で見え始めています。しかし、地域に

よつては状況は大きく異なり、アベノミクスの成果が全国津々浦々まで行き渡つてゐるという現状にはいまだ達していません。

こうした中において来年四月に消費税が引き上げられれば、地方経済に大きなダメージを与えるおそれもあります。私は地方議会の出身でありますので、地方の実情をよく理解しているつもりではあります。今回の増税延期によつて、地方経済は大いに助かるのではないかと考えます。

消費増税延期による地方経済へのメリットについてどのようにお考えになつてゐるのか、お伺いをいたします。

次に、地方税収への影響について総務大臣にお伺いをいたします。

今回の増税延期は、自治体から見れば、得られるはずであつた収入が得られなくなることを意味します。その額は年間およそ一・七兆円と見積もられてゐます。増税による地方経済の冷え込みが回避される一方において、安定的な税収が失われるわけでありまして、自治体にとっては痛しかゆしという状況でもあります。

地方団体が真に地域に必要な行政サービスを確実に提供するためにも一般財源総額を確保していかねばならないと考えますが、大臣の御所見をお伺いをいたします。

次に、社会保障の財源確保について大臣にお伺いをいたします。

消費税の一〇％への引上げに伴う増収分は、全額が社会保障に充てられます。今回の延期により、その一部は実施できなくなつてしまひます。

しかし、政府においては、待機児童ゼロや介護離職ゼロを目指した保育、介護の受皿確保は予定どおり進めると伺つてゐます。

このように増税延期にかかわらず行われる社会保障の充実のうち、地方自治体が負担することになる費用はどの程度になるのでしょうか、また、その財源確保についてはどのように行われる見通

しなんでしょうか、高市大臣にお伺いをいたします。

最後に、国と地方の税源配分について大臣にお伺いをいたします。

今回、増税延期に合わせて、全額が地方交付税の原資となる地方法人税の税率の引上げも延期となります。国と地方の税源配分、そして地域間の偏在是正という問題は永遠の課題であります。地方のやる気を高めることと偏在の是正をどう両立をさせていくのか、高度なバランスが求められていきます。

国と地方の税源配分のあるべき姿について大臣の御所見をお伺いをいたしました。私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○国務大臣(高市早苗君) 森屋議員から、私には、まず消費税増税の延期による地方経済へのメリットについてお尋ねがありました。

勤労世帯の実収入が二か月連続して増加し、有効求人倍率が一・三八倍、完全失業率が三・〇％となるなど、我が国の雇用・所得環境は着実に改善を続けています。一方で、世界経済の見通しが不透明で減速リスクが懸念される中、物価の下落や消費の減少が見られ、増加した収入が必ずしも消費に結び付いていない状況にもあると考えられます。

こうした状況に的確に対応するため、消費税率引上げを延期するとともに、地域住民の皆様へ景気回復を実感していただくよう、あらゆる政策を動員し、地域経済の好循環の拡大を後押ししてまいります。

次に、引上げ延期による地方税収等への影響と一般財源総額の確保についてお尋ねがありました。地方財源への影響は、森屋議員御指摘のとおり、地方消費税と地方交付税法定率分を合わせ、

平年度でおよそ一・七兆円の減収と見込んでいます。引上げ延期により、予定していた地方消費税等の歳入が得られなくなりませんが、毎年度の地方財政対策において地方の一般財源総額をしっかりと確保することで、地方団体が、地域に必要な行政サービスを提供しつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう今後とも努めてまいります。

次に、社会保障の充実施策に係る地方負担とその財源確保についてお尋ねがありました。

社会保障の充実施策につきましては、御指摘の待機児童ゼロ、介護離職ゼロを目指した保育、介護の受皿整備は予定どおり進める、さらに、保育士、介護職員の処遇改善など一億総活躍プラン関係施策は財源を確保しながら優先して実施することが総理から答弁されています。社会保障施策の取扱いや財政負担の在り方も含め、具体的には、今後、予算編成過程で検討されることとなりますが、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう対応してまいります。

最後に、国と地方の税源配分についてお尋ねがありました。

かねてより、国と地方の役割分担に応じた税源配分が望ましいとされており、平成十九年度には、三位一体の改革の一環として、所得税から個人住民税への三兆円の税源移譲を行いました。

また、平成二十四年には、税制抜本改革法において、地方の社会保障の役割に応じて消費税の引上げ分を配分した結果、消費税率八段階において、一・七％分の地方消費税を確保しました。

同時に、国、地方の税源配分については、国、地方の財政健全化や地方団体間の財政力格差などへの配慮も必要です。

今後、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系に留意しつつ、各地方団体の仕事量にできる限り見合った税源配分となるよう、地方税の充実確保に努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 米国の大統領選挙の結果が経済へ与える影響についてのお尋ねがあつております。

これは他国の選挙ですから、見解を述べることは少々差し控えるべきだと思っております。

いずれにしても、この国の大統領選挙のこれまでの例を見ても、大統領になって約半年間、大統領府の中の役員が大幅に入れ替わりますので、その対応はいろいろな意味で、我々としては、その半年間で何が起きるか、その方向はどちらに行くかということに関しては十分に注視して見守っていかなければならぬところだと思っております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 杉尾秀哉君。

〔杉尾秀哉君登壇、拍手〕

○杉尾秀哉君 民進党・新緑風会の杉尾秀哉でございます。

ただいま議題となりました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、民進党・新緑風会を代表して質問します。

我が党は、さきの参院選において、消費税の一〇％への引上げを二年延期することを公約に掲げました。その理由は、低迷したままの現下の経済情勢では、本来やるべき消費税の引上げを実施できる環境にないからであります。

そこで、まず伺います。安倍総理は、アベノミクスは成功したと言っていますが、もしそうなら消費税に踏み切れたはずですし、建設国債と旧来型の公共事業に頼った二十八兆円という安倍政権では最大規模の経済対策を打つ必要もなかったはず。このように増税延期のやむなきに至った経済失政について、経済財政政策を担当とする石原大臣はどうお考えか、伺います。

今回の消費増税延期について、私は大きく言って二つの問題があると考えます。まず一つ目は、再延期の決定に至るプロセスと決定そのものの問題、二つ目は、社会保障と税の一体改革の精神を踏みにじり、社会保障政策に甚大な影響を及ぼしかねないという問題であります。

まず一つ目の、プロセスの問題について。安倍総理は最初の延期の際、再び延期することはない、はっきり断言する、必ずや増税可能な経済状況をつくり出すと大見えを切りました。にもかかわらず、総理はG7サミットの前、わざわざ最近の経済指標とリーマン・ショックの前後を比較したペーパーを側近に作らせ、各国首脳の前で世界経済は危機に陥るリスクに直面していると主張してみせました。あろうことか、安倍総理は、海外の経済状況に再延期の責任を転嫁し、サミットの間を自らの政治責任回避のために利用したのであります。

そこで、麻生大臣に伺います。その後、イギリスのEU離脱ショックは和らぎ、株式市場も平静さを取り戻し、サミット直前の月例経済報告が言うように世界の景気は緩やかに回復しています。麻生大臣、当時の世界経済の認識は果たして正しかったのですか。あれは、消費増税延期の口実のためにつくり出された危機ではなかったのですか。さらに、それまでの政治公約を新しい判断というたつた一言で百八十度変えてしまうような政治手法が果たして許されるのでしょうか。正直で率直であることをモットーとされる麻生大臣の御所見を伺います。

私は、かつてテレビ局勤務時代、政治記者として自民党を担当していました。当時の自民党は、何か大きなテーマがあれば、かんかんががぐぐ、けんけんこうこう議論していました。ところが、あの安法法制しかり、そしてこの消費増税再延期しかり、ほとんど議論らしい議論もなく、総理の一存で全ての物事が決まる異様さです。

麻生大臣は、安倍総理の消費増税再延期の方針に対して衆参ダブル選挙を主張されたことですが、本心では今回の再延期に反対だったのではないですか。

そもそも、消費税の一〇％への引上げは、今の世代に痛みがあつても将来世代へのツケ回しを極力避けるためのものです。多大な政治資源を使い、国民の皆様にも多大な負担をお願いしてまで実現しようとした社会保障と税の一体改革の精神は、二度にわたる増税延期によつてずたずたに踏みにじられました。

そこで、麻生大臣に伺います。合意の枠組みは、もはや崩壊寸前、いや、事実上崩壊したと言つても過言ではないと思いますが、大臣はいかがお考えでしょうか。二度あることは三度あるとよく言います。現下の経済情勢で引上げ不可能なら、もはや安倍政権下では消費増税不可能と見る向きがありますが、大臣の御所見はいかがですか。そもそも、次は必ず上げると言いながら今回のように再延期するのであれば、景気判断事項は復活させるべきと思いますが、大臣のお考えをお聞かせください。

次に、軽減税率について。軽減税率は、逆進性の緩和につながらず、逆に徴税コストが膨大に掛かるなどの理由から、私たちは給付付き税額控除の導入を主張しております。

そこで、伺います。さきの古賀議員の質問にありましたように、給付付き税額控除は軽減税率よりはるかに有効な低所得者対策になるとの説が有力です。では、なぜ安倍政権はかたくなにこの給付付き税額控除を拒むのか、また、軽減税率を平成三十一年十月に導入すると、現時点で見付かっている六千億円とも言われる財源をどうするのか、その後、全く議論が進んでいる形跡はなく、無責任と考えますが、麻生大臣の御所見をお聞かせください。

また、消費増税を延期するなら代替財源を探す努力をするのが責任ある政治の姿と言えます。例えば、所得税の累進課税や金融課税の強化、相続税改革など、代替財源確保を真剣に検討すべきと考えますが、麻生大臣の見解はいかがでしょう。

さらに、こうした努力なくしては、プライマリーバランスの二〇二〇年黒字化の目標達成は誰が見ても困難です。その前提となる名目GDP 3%の高成長はまさに絵に描いた餅としか思えません。石原大臣、いかがでしょう。

そして、今回の消費増税延期のもう一つの問題が社会保障として地方に与える影響です。

消費税の8%から10%への引上げ分のうち、社会保障の充実に一・三兆円が使われるはずでした。また、一億総活躍社会プランに掲げられた保育士、介護人材の処遇改善に二千億円が必要と言われています。これについて、当時の稲田政調会長は財源はしっかり確保すると断言されていたと思いますが、その後、財源の手当ては付いたのでしょうか。財源のめどが立たないままこれら充実策を実施するというのなら、無責任と言わざるを得ませんが、麻生大臣、財政全般に責任を有する立場から、しっかり財源確保を約束してください。

今回の消費増税延期では、地方自治体にも不安の声が広がっています。全国知事会は先月出した平成二十九年度税財政等に関する提案の中で、国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、税率の引上げを行うことは避けられないと述べています。

そこで、高市総務大臣に伺います。こうした地方自治体の切迫した声をどうお聞きになりますか。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

失うことになります。また、政府は、消費税、地方消費税率の引上げを再延期しても、保育の受皿五十万人分の確保など、可能な限り社会保障の充実を実施するとされています。

そのための費用については国の責任において安定財源を確保すべきであり、地方に負担を転嫁するような制度改正等があるべきではないと考えますが、高市大臣のお考えをお聞かせください。

この消費税、地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分を含めるとおよそ三割が地方の社会保障財源です。ですから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、しかも地方財政の運営に支障を生じることがないよう、地方交付税原資分も含めて必要な財政措置を確実に講ずるべきと考えますが、高市大臣、いかがでしょう。

地方消費税は、地方法人課税などと比べ、地域の税収の偏在性が比較的小さい税です。しかし、一人当たりの税収で最大二倍の格差が存在しており、消費税、地方消費税を更に引き上げる場合は税源の偏在は正措置を講ずることが必要不可欠とされています。この偏在は正措置として、平成二十八年度税制改正において法人住民税の一部の地方交付税原資化を更に進めることとされましたが、消費税、地方消費税引上げの再延期に伴い、この偏在は正措置も平成三十一年十月まで延期されることとなりました。

そこで、伺います。全国知事会は、引き続き、より税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて検討すべきであると提案していますが、高市大臣の御所見をお聞かせください。

さらに、地方の問題に絡んで、現政権が進める地方創生と熊本震災復興の問題点について伺います。

先月行われた我が党の全国政策担当者の会議で次のような意見が地方から寄せられました。いわく、地方創生の理念はいいが、実際に地方で行われていることは矛盾が多い、人口ビジョンをつくると言われたが、ほとんどはかつての総合計画でつくったものがあり今更感がある、コンサルタントに投げてコンサルタントがもうかつただけではないのか、地方創生推進交付金の使い勝手の悪さも指摘されていて、事務作業が無駄に増えているなどです。

そこで、高市大臣に伺います。こうした声は、私が選挙で長野県内を回った際も何度も耳にしました。そして、この地方創生が一億総活躍社会になり、さらには働き方改革へと政権のスローガンが次々と変わっていききました。政権の掲げた地方創生は、総合戦略の策定で半ば目的を達成し、まさに金を配ったら終わりの感があります。地方創生に対するこうした地方の現状と、総務大臣が考える今後の地方発展のための施策について、お考えをお聞かせください。

もう一つ、これも私どもの会議で提起された問題、いまだ厳しい熊本地震からの復興。

我が党は、野党四党の共同提案という形で、被災者生活再建支援法の上限を三百万円から五百万円に引き上げることを柱とする法案を提出しました。今回、熊本の被災地からも、三百万円は有り難いが、住宅再建にはまだ遠いという声が寄せられています。

そこで、松本防災担当大臣に伺います。支援金の上限引上げとともに、原則全壊の住宅だけではなく、半壊や一部損壊にも対象を広げるなど、制度の拡充を求める声に対してどのように応えますか。

紙の領収書を渡していたことを認めています。

私が去年までいた民間企業では、白紙領収書に自ら記載したり、金額を書き換えたりしたら、それだけで懲戒の対象となりました。これが民間企業では常識であります。しかし、こうした行為は、高市大臣だけでなく、安倍政権の多くの閣僚でも常態化していたことが明らかにされました。まさに、永田町の常識は世間の非常識。そもそも領収書は、法律上の証拠文書であり、発行者以外の誰かが勝手に記入したり、書き換えたりすると、文書偽造というれっきとした犯罪になる可能性があります。

そこで、高市大臣に伺います。事ここに至っても、従来の見解を変えるおつもりはないのでしょうか、お答えください。

最後になります。

伊藤忠商事の前会長で中国大使を務められた丹羽宇一郎さんは、二〇一〇年十月、民主党政権ができて間もなくの頃に、月刊誌「世界」に「大転換期」を見えよという論文を発表されました。いわく、日本には両立させることが難しい三つの矛盾があり、その解決策が見えないところに社会を覆う閉塞感の原因があるとのことでした。

その三つの矛盾とは何か。一、環境と経済成長の両立、いわゆる地球温暖化防止と温室効果ガス削減問題、二、人口減少と経済成長の両立、超少子高齢化社会の進展、三、大借金と増税先送りの矛盾であります。

一、環境問題について、安倍政権は、歴史的なパリ協定の批准で、アメリカ、中国、インドなどの動きを見誤り、第一回締結国会合に参加できないという大失態を演じました。この問題に対する安倍政権の認識の程度を世界各国に知らしめたいと言えます。

二、人口減少問題について、先日にもニュースになりましたが、二〇一五年国勢調査で初めて人口減少しました。しかし、これからはこんなものでは済まされません。ざっくり言えば、二〇一〇年

からの五十年間で四千万人、更に次の五十年間で四千万人人口が減り、今から百年後には日本の人口は三分の一程度にまで減少する可能性がありま

す。しかし、安倍政権はこうした厳しい現実を決して口にしようにしません。さらに、三の大借金について言えば、まさに痛みの先送り、アベノミクスという幻想を振りま

き、成長の果実で全てはバラ色のごとく国民に夢を振りまいています。その結果が今回の消費増税の再延期です。

かつて二十世紀初頭のアメリカの政治家が、ポリティシャン、政治家は次の選挙を考え、ステーツマン、政治家は次の世代のことを考えるという有名な言葉を残しました。まさに、今回の消費増

税再延期は、七月の参院選を考えたポリティシャンの政治の極みだったのではないのでしょうか。

そんなことで果たして次の世代に責任を持てるのか、強くそのことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣高市早苗登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗) 杉尾議員から私には、

まず消費税率の引上げ延期に係る地方団体の不安についてお尋ねがございました。

消費税率の引上げは、安倍総理大臣が先般答弁されたとおり、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信頼を確保するために必要であると認識をしております。一方で、世界経済が様々な

リスクに直面し、内需が腰折れしかねない状況の中、あらゆる政策を総動員し、経済再生、デフレ脱却に向けた取組に万全を期すべきことから、その引上げを二年半延期しようとするものです。

総務省としましては、ローカル・アベノミクスの推進により、地域に雇用と働く場を生み出し、地域経済の好循環の拡大を進め、平成三十一年十月に予定される消費税率の引上げを確実に実施できる環境を整えることで地方の声にお応えをして

まいります。

次に、消費税、地方消費税率引上げを延期した際の社会保障の充実施策に係る財源についてお尋ねがございました。

子育てや介護など社会保障に果たす地方団体の役割は極めて大きいことから、所要の財源を確保することが重要でございます。このため、総務省としては、消費税、地方消費税率の引上げ延期に対応した社会保障の充実施策や保育士、介護職員の処遇改善など、一億総活躍プラン関係施策の実

施に関し、地方負担分も含めた安定財源を確保すること及び地方に負担を転嫁するような制度改正を行わないことについて関係府省に要請をいたしております。

財政負担の在り方も含め、具体的には今後予算編成過程で検討されることとなりますが、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう対応をしてまいります。

次に、消費税率引上げ延期による社会保障財源への影響と地方団体の財政運営についてお尋ねがありました。

地方財源への影響は、地方消費税と地方交付税法定率分を合わせ、平年度でおよそ一・七兆円の減収と見込んでいます。また、社会保障の充実施策については、消費税率引上げ時期の延期に伴

い、消費税率一〇％段階で実施する予定であったものを見直す必要があり、その際には、地方負担分も含めて所要の財源を確保することが必要であると考えております。

いずれにしましても、引上げ延期により、予定していた地方消費税収等の歳入が得られなくなり、毎年度の地方財政対策において地方の一般財源総額をしっかりと確保することで、地方団体が地域に必要な行政サービスを提供しつ

つ安定的な財政運営を行うことができるよう今後とも努めてまいります。

次に、税源の偏在性の是正策等についてお尋ねがありました。

地方の行政サービスに係る財源はできるだけ地方税により賄うとともに、地方交付税との適切な組合せによりその必要額を安定的に確保すること

が重要です。このような観点から、これまで、法人事業税の外形標準課税の拡充による税収の安定化や法人住民税法人税割の交付税原資化などの

地方法人課税の偏在是正に取り組んでまいりました。総務省としては、消費税率一〇％への引上げに

併せ、地方法人課税の偏在是正措置を着実に実行しつつ、地方税財源の充実確保を図り、全国知事

会の御提言のとおり、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を基本的な方向性

として、引き続き地方税の充実確保に取り組んでまいります。

次に、地方創生に対する地方の声と今後の地方発展のための施策についてお尋ねがありました。

先月の国と地方の協議の場では、地方六団体から地方創生に関して、地域経済に好循環をもたすため、国は、自らなすべき施策を長期的視点に

立つて不退転の決意で、かつ大胆に実行していくべきという御意見をいただきました。

総務省はこれまで、地域資源を活用し地方に事業を興すローカル・ワンプロジェクトや地方で生活しながら都市部の企業の仕事をこなせるふるさと

テレワークなどを通じ地域経済の好循環の実現に向けて取り組んでまいりました。

これらに加え、今般の第二次補正予算に盛り込んだ、地方への人、情報の大きな流れを創出する

チャレンジ・ふるさとワークやマイキープラット・フォーラムを活用した地域経済応援ポイントの導入などの施策に新たに取り組むことで、安全に暮らすことができ、質の高い教育や社会福祉サービスが受けられ、働く場所がある、そういう地域を全

国各地で生み出し、次世代に引き継いでいくよう、引き続き、総務省が有するあらゆる政策資源を最大限活用して、地方創生に取り組んでまいります。

最後に、政治資金の領収書問題についてお尋ねがありました。

まず、私の事務所における領収書の取扱いについては、十月六日の参議院予算委員会において、答弁の中で既に自らの例と併せてお答えをしてお

り、杉尾議員からの参議院予算委員会後の記者会見で認めたとの御指摘は当たりません。

その上で、政治資金規正法には、所得税法及び

法人税法と同様、領収書の作成方法についての規定はなく、議員御指摘の私の見解は、特段の事情

がある場合における領収書の作成方法であること

を前提に、一般論として法律上の解釈を述べたものでございます。

すなわち、領収書の金額等を記載する権限をその発行元であるパーティー主催団体から了解されている者であれば、法律上発行者側の領収書作成方法が規定されていないことから、パーティー

に出席した国会議員側で必要事項を領収書に記載したとしても法律上の問題は生じないと考えたと答弁したもので、変更する必要があるとは考えておりません。政府としても、先日、私の答弁について、一定の前提の下で述べたものであり、誤りであり訂正すべきものとは考えていない旨の答弁書を閣議決定しております。

ただし、議員が民間企業の例として挙げられた領収書の虚偽記載については、政治資金規正法上、政治資金収支報告及び領収書等の虚偽記載は禁止されており、虚偽の記載をした者には厳しい罰則が設けられていることは申し上げるまでもござい

ません。もとより、法律上の問題は生じないとしても、運用面において国民の皆様は政治不信を招いてはならないことから、それぞれの党内で運用面での改善を御検討いただきたいと申し上げており、それぞれの党内でお取組を進めていただ

いていくものと承知をいたしております。

なお、政治活動の自由は憲法で保障されたものであり、立法府の議員の身分に係る制度について更なる検討の必要があれば、各政党、各政治団体

がまいります。

平成二十八年十一月九日 参議院会議録第九号

の政治活動の自由とも密接に関わっていることから、各党各会派で御議論いただくべき問題と考
えております。(拍手)

〔国務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕
○国務大臣(石原伸晃君) 杉尾秀哉議員にお答え
いたします。

まず、経済政策、アベノミクスについてのお尋
ねがございました。

政権交代後、アベノミクス、いわゆる三本の矢
の政策によりましてデフレではないという状況をつ
くり出す中で、名目GDPは三十三兆円増加、
国、地方を合わせた税収は二十一兆円増加するな
ど、経済の好循環が生まれております。しかし、
デフレ脱却にはまだ至っておりません。アベノミクス
は道半ばでございます。また、本年五月のG7に
おいても、新興国経済に陰りが見えることなど、
世界経済が直面するリスクに立ち向かうため、各
国が全ての政策を行うということ、必要性で一致
したところでございます。

こうしたことから、消費税率一〇％への引上げ
を二年半延期することとし、さらに事業規模二十
八兆円を超える経済対策を決定し、それを実行す
るための補正予算を先般成立させていたいただい
たところでございます。

財政健全化目標の達成と名目GDP三％成長に
ついてのお尋ねがございました。

財政健全化につきましては、これまでも社会保
障の改革を含め徹底的な重点化、効率化に取り組
み、歳出削減に取り組んできたところでございま
す。今後とも、経済再生なくして財政健全化な
しとの方針の下、中長期に名目GDP三％成長の
実現を目指し、成長戦略を始め、潜在成長率を高
める政策を推進するとともに、経済、財政再生計
画を着実に実行いたしまして、二〇二〇年度にお
けるプライマリーバランスの黒字化を目指してま
いりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(麻生太郎君) 九問頂戴しております

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等
の一部を改正する法律案(趣旨説明)

が、まず、消費税率引上げの延期の理由につ
いて、世界経済のリスクに関するお尋ねがあつてお
ります。

新興国経済の陰りなど、世界経済は様々なリス
クに直面しておりますのは御存じのとおりです。
日本経済も個人消費に力強さを欠いた状況にある
と存じます。

このような中、経済再生、デフレ不況からの脱
却を目指した取組に万全を期すために、伊勢志摩
サミットにおけます合意に基づいてあらゆる施策
を総動員することといたしております。構造改革
の加速など総合的かつ大胆な経済対策を講じるこ
と、消費税率一〇％への引上げ時期を二年半延期
することとしたものであり、消費増税延期の口実
のためにつくり出した危機との御指摘は当たらな
い、そのように思っております。

消費税率引上げの延期についての新しい判断に
対するお尋ねがありました。

御指摘の点につきましては、総理は、従来の説
明と異なるのではないかとこの批判を受け止め
て、国政選挙である参議院議員選挙を通じて国民
の信を問いたいとして、選挙の結果、国民の信任
の下、連立与党として安定した政治基盤をいただ
いたところであります。一言で政治公約を変えて
しまふとの御指摘は当たらないと、そのように考
えております。

消費税率引上げの再延期への私の賛否について
のお尋ねがありました。

消費税率引上げの再延期につきましては、様々
な議論があつたところです。最終的には、経済再
生、デフレ不況からの脱却に向けた取組に万全を
期するため、総裁が再延期を判断されたものであ
ります。私といたしましては、二〇一九年十月の
消費税率の一〇％への引上げが可能な環境を確実
に整えるべく、私としては経済財政運営に万全を
期してまいりたいと考えております。

次に、社会保障と税の一体改革に関する三党合
意についてのお尋ねがありました。

社会保障と税の一体改革につきましては、三党
合意を経て成立した各種法律の枠組みに沿って、
消費税増加分を活用した社会保障の充実、安定化
と同時に、重点化、効率化を進めるなど着実に実
施をされてきておると考えております。

また、消費税率引上げの実施につきましては、
三党合意においても、時の政権が判断するとされ
ておりますので、引上げを延期したことをもって
三党合意の枠組みが崩壊寸前にあるとか、事実上
崩壊したとの御指摘は当たらないというように考
えております。

消費税率引上げは安倍政権下では不可能ではな
いかというお尋ねがありました。

消費税率の一〇％への引上げは、国民の安心を
与える社会保障制度を次の世代に引き継いでいく
という責任を果たすという目的もあると同時に、
市場とか国際社会の中における国の信認を確保す
るというためにはこれは必要なのであります。二
〇一九年十月には引上げを実施いたします。

このため、政府としては、経済再生なくして財
政健全化なしという基本方針の下、民需主導の経
済の好循環を確実なものとするを通じまし
て、消費税率の一〇％への引上げが可能な環境を確
実に整えるべく、経済財政運営に万全を期してま
いりたいと考えております。

景気判断事項についてのお尋ねがありました。

今答弁をいたしましたとおり、二〇一九年十月
の消費税率の一〇％への引上げが可能な環境を確
実に整えるべく、経済財政運営に万全を期してい
くことといたしております。このため、今般の法
案には、御指摘の景気判断事項は盛り込んでおり
ません。

給付付き税額控除や軽減税率制度の財源につ
いてのお尋ねもありました。

御指摘の給付付き税額控除につきましては、対
象を低所得者に絞った支援ができるのと利点はあ
ります。しかし、消費税負担が直接軽減されるも
のではございませんし、また消費者にとつて痛税感

の緩和も実感しにくい、また所得や資産の把握が
難しいといった問題があるものと承知をいたして
おります。

また、軽減税率制度の財源確保については、平
成二十八年年度税制改正法において歳入歳出面に
わたつて検討を行い、安定的な恒久財源の確保に
しつかり取り組むこととしており、無責任との御
指摘は当たらないものと考えております。

消費増税延期の代替財源についてのお尋ねがあ
りました。

消費税は、税収が景気や人口構成の変化に左右
されず安定をしている、また特定の人に負担が集
中しない、税負担が集中しないといった特徴を有
しております。国民が広く受益をいたします社会
保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合
うという観点から、社会保障の財源としてふさわ
しいと考えております。

なお、御指摘の所得税や相続税については、近
年、再分配機能の回復を図るため、所得税や相続
税の最高税率を引き上げたり、また金融所得課税
の軽減税率を廃止したりなどして、政府としても
見直しを行ってきているところであります。

最後に、保育士及び介護人材の処遇改善のため
の財源確保についてのお尋ねがありました。

保育士や介護人材の処遇改善につきましては、
今後の予算編成過程におきまして、技能や経験に
応じた給料アップの仕組みの構築など、具体的
な制度設計を進めていかねばならぬと考えておりま
す。

したがって、現時点で所要額が決まっているも
のではございませんが、このための予算措置につ
きましては、本年八月の未来への投資を実現する経
済対策に基づきまして、来年度当初予算に計上
し、かつ継続して実施することとしており、アベ
ノミクスの成果の活用も含め、財源を確保して優
先して実施してまいりたいと考えております。
(拍手)

〔国務大臣松本純君登壇、拍手〕

○国務大臣 松本純君 被災者生活再建支援金の上限額の引上げと対象範囲の拡大についてのお尋ねがありました。

被災者生活再建支援制度は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により最大三百万円の支援金を支給するものです。

このような制度の趣旨からすれば、上限額の引上げや対象範囲の拡大については、過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案して慎重に検討すべきものと考えます。

他方、住宅に半壊や一部損壊の被害を受けた方に対しても、災害救助法に基づく応急修理や住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等による支援のスキームが適用されることであり、引き続き被災自治体と一体となって被災者の方々へのきめ細やかな支援策を講じてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君 山下芳生君)

〔山下芳生君登壇、拍手〕

○山下芳生君 日本共産党を代表して、関係大臣に質問します。

地方自治体が住民福祉の増進を図るという本来の役割を果たすためには、地方税や地方交付税など必要な財源が保障されなければなりません。ところが、地方の財源不足が二十一年間も続いています。その原因はどこにあるのでしょうか。まず、総務大臣に認識を伺います。

元々、我が国では、国と地方を合わせた行政サービスの六割を地方自治体が担っているにもかかわらず、国、地方を合わせた税収の四割しか地方に配分されないというギャップがあります。その上に、この間の自民党政権が地方財政を悪化させる要因となったことを指摘しなければなりません。

平成二十八年十一月九日 参議院会議録第九号

一つは、バブル経済崩壊後、政府が景気対策として地方自治体に単独で公共事業を増やすよう指導、誘導したことです。これにより、バブルが破綻したにもかかわらず、全国各地で大型公共事業が新たに着手され、結果、その多くが失敗し、多額の借金が地方に積み上がることになりました。

もう一つは、消費税の増税が景気を冷え込ませ、地方財政にも大きな打撃となったことです。九七年、消費税が五％へと増税されたとき地方消費税が創設されましたが、消費税増税による景気悪化によって他の税収が減少したために、都道府県、市町村の税収総額は逆にマイナスとなりました。一昨年の消費税八％への増税後も、地方消費税の恩恵のない市町村の税収総額はマイナスとなっていました。

さらに、小泉政権の三位一体改革によって、国から地方への税源移譲をはるかに上回る国庫補助負担金と地方交付税の削減が行われ、地方自治体の財政危機を一層深刻にしたことも重大です。

このように、歴代自民党政権の政策が長年にわたって地方財政を悪化させてきた根本要因だという自覚と反省はありますか。高市総務大臣、そして、三位一体改革当時の総務大臣だった麻生財務大臣の答弁を求めます。

法案は、消費税一〇％への増税を再延期するものですが、消費税増税が景気悪化と格差拡大を招き、地方財政をも悪化させた事実を直視するならば、増税は延期ではなくきっぱり断念すべきではありませんか。総務大臣、断念しないのなら、三年後、消費税を増税しても地方財政が悪化しない保証はどこにあるのですか、お答えください。

歴代政権がもたらした自治体財政の悪化、自治体リストラの強要は、結局、住民へのしわ寄せとなって現れました。

例えば保育の問題です。三位一体改革による地方交付税の削減は、自治体の保育予算削減に直結し、都道府県が実施していた障害児保育を促進す

るための補助、あるいは公立保育所と同水準の保育を民間保育所でも維持するための補助などの廃止、見直しをもたらしました。さらに、公立保育所に対する国の運営費補助などが一般財源化されたことにより、全国で公立保育所の削減と保育士の非正規化が加速しました。

国の政策が保育の量と質の低下をもたらし、今日の保育所不足を招く土台となったことをどう認識していますか。総務大臣と塩崎厚生労働大臣、それぞれに見解を求めます。

歴代の自民党政権が地方財政を悪化させた上に、安倍政権によって地方自治体に新たな負担が押し付けられていることは看過できません。

介護保険制度の見直しにより、要支援一、二の訪問介護、通所介護が保険給付から外され、市町村の事業に移管されることとなりました。しかし、多くの自治体が、住民ボランティアに頼ることへの戸惑い、報酬引下げによる事業者の相次ぐ撤退などの困難に直面し、要支援向けのサービスが提供できない心配が生まれています。

政府は制度の持続可能性を高めるためと言いますが、これまで持続してきたサービスを断ち切っているのが実態ではありませんか。厚生労働大臣、こうした実態をどう把握し、どう対応するつもりですか。社会保障の給付削減、自治体への財源保障なき事業押し付けはやるべきではありませんか。

安倍政権が今年度から地方交付税制度に導入したトップランナー方式も大きな問題です。

地方交付税制度は、本来、自治体が行政サービスを標準的に行う場合の経費を基準に、地方税などの収入で賄い切れない不足分について、どの自治体にも財源保障する制度です。ところが、トップランナー方式は、民間委託や民営化などでコストカットを進めた自治体の低い経費を基準に地方交付税が算定されるもので、地方交付税の削減につながります。

来年度、図書館や博物館などで指定管理者制度を前提とした算定基準の引下げが検討されていますが、既に指定管理者制度を導入した施設では、子供への読み聞かせに熱心な館長の雇い止めや地域の図書館同士の連携の後退など様々な問題が起きています。

総務大臣、地域の文化や住民サービスの後退を招き、地方交付税制度本来の趣旨に根本から反するトップランナー方式は抜本的に見直すべきではありませんか。そして、財源不足が続いたときは地方交付税の法定率を引き上げるとしている地方交付税法の原則に従って、今こそ法定率を引き上げるべきではありませんか。

日本共産党は、大企業や富裕層に対する優遇税制を是正し、能力に応じて負担する公平公正な税制への改革で国、地方の財源を確保すること、そして自治体が住民福祉の増進という本来の役割を果たせるよう、地方交付税を拡充することを強く求めます。

厳しい財政の下でも独自の努力を行っている自治体は少なくありません。例えば、東日本大震災の被災地では、多くの被災自治体が、被災住民の住宅再建支援や医療費の窓口負担免除など独自の支援を行ってきました。熊本地震や鳥取地震でも、一部損壊に対する独自の支援の具体化が始まっています。

これらの支援は被災者を大きく励ましています。国は、こうした自治体の努力を積極的に支えるべきだと考えますが、総務大臣、いかがですか。

子育て世代への支援を強める自治体も広がっています。子供医療費の無料化を含む助成制度は、今や全国全ての都道府県、市町村で実施され、子供の健やかな成長に大きな役割を果たしています。子育て世代の願いと自治体の努力に応え、子供医療費助成制度を国の制度とすべきではありませんか。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

んか。少なくとも、全自治体が実施している下では到底通用しない国庫の公平な配分などという理由で、実施自治体に対し国保の国庫負担金を減額するなどペナルティーを科すやり方は直ちにやめるべきではありませんか。厚生労働大臣、お答えください。

今年は、憲法公布七十年であるとともに、地方自治制度施行七十年でもあります。その年に、度重なる選挙で示された沖縄県民の意思をじゅうりんし、辺野古、高江、伊江島で米軍基地の建設を強行するなど断じて許されません。地域の在り方は地域に住む住民の意思によつて決める、真の地方自治の確立を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇、拍手〕
○国務大臣(高市早苗君) 山下議員から私には、まず地方の財源不足の原因についてお尋ねがございました。

地方財政においては、近年巨額の財源不足が続いている状況にあり、平成二十八年度においても、なお五・六兆円もの巨額の財源不足が生じています。この要因は、歳出面においては、人件費や投資的経費を始めとする経費全般の節減を行つてきているものの、社会保障関係費が増加していること、歳入面においては、アベノミクスの取組の下、税収が回復基調にあるものの、地方財政全体としては依然として歳入歳出にギャップが生じていることによるものと考えます。

次に、地方財政の悪化の要因についてお尋ねがありました。

まず、景気対策については、我が国では公経済における地方の役割が大きく、公共投資の多くは地方団体が実施主体であるため、国と地方が一体となつて取り組んできたものです。

次に、消費税については、五％、八％と税率改定を行つてきましたが、これらは社会保障の維持、充実などの観点から実施したものであり、地

域間の偏在が小さく税収の安定性が高い地方税体系の構築や地方財政の安定化に寄与してまいりました。また、三位一体の改革については、地方から御要望がございました三兆円の税源移譲の実現による地方の自主財源の強化、補助金改革による地方の自由度の拡大により、地方分権改革の実現に向けた大きな前進があったと認識をしております。

そして、現下の地方財政は、アベノミクスの取組の下、地方税収が回復基調にあることなどから、財源不足額が安倍政権発足前に比べて八・一兆円減少し、着実に財政健全化は進んでおります。

今後とも、歳入歳出面にわたつて地方財政の健全化に取り組むとともに、地方団体が必要な行政サービスを提供しつづつ安定的な財政運営ができるよう、一般財源総額の確保に努めてまいります。

次に、消費税率の引上げと地方財政の悪化についてお尋ねがございました。

消費税率の引上げは、安倍総理が先般答弁されていたとおり、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信頼を確保するために必要でございます。

また、各都道府県の平成二十八年当初予算において、平成二十四年度当初予算と比べ、全ての都道府県で法人関係税が増加するなど、アベノミクスの成果が地方にも徐々に波及してきている状況にございます。消費税率の引上げを確実に実施するためにも、地域に働く場と雇用を生み出すローカル・アベノミクスを一層推進することを通じて、地方経済の活性化と地方の財政構造の改善を図つてまいります。

次に、公立保育所の運営費補助と施設整備補助の一般財源化についてお尋ねがありました。

公立保育所に係る運営費及び施設整備費は、三

位一体の改革による税源移譲に併せ一般財源化されていきますが、一般財源化による影響が生じないよう適切に地方財政措置を講じております。その上で、保育の供給体制や保育士の処遇については、それぞれの地方団体において、地域の実情などを踏まえて適切に判断されているものと認識をしております。

次に、トップランナー方式の導入についてお尋ねがありました。

地方財政が依然として厳しい状況の中、行政サービスを引き続き効率的、効果的に提供する観点から、民間委託などの業務改革の推進に努めることは重要でございます。このような中で、地方交付税の算定においても、平成二十八年度からは既に多くの地方団体が業務改革に取り組んでいる十六業務についてトップランナー方式を導入しました。導入を検討することとしている図書館管理や博物館管理などについては、今後、地方団体などからの意見も踏まえて適切に検討をしてまいります。

次に、地方交付税の法定率についてお尋ねがありました。

地方財政の健全な運営のためには、本来的には臨時財政対策債のような特例債による対応ではなく、法定率の引上げにより地方交付税を安定的に確保することが望ましい方向と考えています。平成二十九年年度の地方交付税の概算要求においては、引き続き巨額の財源不足が生じ、地方交付税法第六条の第三第二項の規定に該当することが見込まれるため、同項に基づく交付税率の引上げを事項要求いたしました。

一方で、平成二十九年年度においては、国、地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、法定率の更なる引上げは容易なものではないと考えておりますが、法定率の見直しなどによる交付税総額の安定的確保について粘り強く主張し、政府部内で十分に議論をしてまいります。

次に、税制の在り方と地方交付税の拡充についてお尋ねがございました。

税制については、グローバル化、少子高齢化などの経済社会構造の変化に対応して、国税、地方税を通じて各税目が果たすべき役割を見据えつつ、その在り方を検討するということが重要です。特に、地方税については、行政サービスの対価を広く公平に分かち合うという応益課税の考え方を重視しつつ、その充実確保を図ることが重要です。

また、地方交付税制度は、地方税収に大きな地域間格差がある中で財源の均衡化を図るとともに、全国の地方団体において標準的な行政サービスを提供するために必要な財源を保障する大変重要なものです。

今後とも、地方税の充実に努めるとともに、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう取り組んでまいります。

最後に、被災自治体への財政支援についてお尋ねがありました。

災害復旧を始めとする個々の事業の地方負担に対し適切に地方財政措置を講じることに加え、特別交付税により、被害状況を基に包括的な措置を講じております。さらに、災害に伴い国庫補助事業の創設や拡充が行われる場合には、それに対応する地方財政措置の検討を行つてまいります。これからも地方自治体の実情を丁寧にお伺いしながら、地方交付税や地方債による措置を講じ、その財政運営に支障が生じないように適切に対処してまいります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 地方財政の状況についてのお尋ねがあつております。

歴代自民党政権においては地方に十分配慮してきており、例えば御指摘のありました三位一体改革におきましても、かねて地方から要望がありま

した税源移譲を達成し、分権改革を大きく前進させたと思っております。また、麻生内閣においてリーマン・ショックという危機がありましたけれども、地方交付税別枠加算一兆円だったかを通じまして地方の財政悪化を防いできたといったようなことも挙げられると存じます。

また、足下の地方財政につきましては、アベノミクスの取組の下で、企業収益の伸びにより法人関係税の増加、また給与や配当の伸びにより個人住民税の増加などにより、安倍政権発足の四年前に比べまして地方税収はトータル約五兆円増収するという見込みになっております。

いずれにいたしましても、今後とも、地方団体が安定的に必要なサービスが実施できるよう、国、地方の財政健全化目標も踏まえつつ、必要な地方財政対策の策定に向けて検討してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 山下芳生議員にお答えを申し上げます。

公立保育園の保育の量と質についてお尋ねがございました。

国においては、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受皿拡大を進めており、各自治体において地域の実情に応じて取り組んでおります。その結果、平成二十九年度末までの五年間の保育の受皿拡大は、全体で約五十三万人分を見込んでおります。引き続き、保育士の処遇改善を進めるなど保育の質を確保し、各自治体の保育の受皿拡大の取組を強力に支援してまいります。

なお、公立保育園の運営費と施設整備費については、一般財源化以降も適切に地方財政措置が講じられております。

要支援者に対する訪問介護と通所介護の新しい事業への移行についてお尋ねがございました。

平成二十六年の介護保険法改正では、要支援者に対する訪問介護等について、介護保険の対象外

とするのではなく、引き続き介護保険の地域支援事業の対象として、市町村が必要となるサービスを地域の実情に応じて効果的かつ効率的に提供できるよう仕組みを見直しました。新しい仕組みでは、既存の介護サービス事業者に加えて、NPO等の多様な主体による柔軟な取組を提供できるよう見直していますが、費用については介護保険財源を用いて行い、国も引き続き、改正前と同様に負担をしてまいります。

新しい事業は、来年四月の全市町村での実施に向けて準備を進めているところですが、昨年四月に事業を開始した市町村の状況を確認したところ、全体の事業所数は、事業開始後、訪問サービスと通所サービスのいずれも増加をしていることなどを把握いたしました。事業の実施状況については、今後も引き続き把握をし、適切に対応してまいります。

自治体が実施をしている子供の医療費助成制度と国民健康保険の国庫負担減額についてのお尋ねがございました。

子供の医療の確保は重要な課題であると認識をしております。子供の医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置については、本年六月二日に閣議決定された二ツポン一億総活躍プランに記載されたとおり、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会の取りまとめを踏まえ、見直しを含め検討をし、年末までに結論を得ることとしております。

また、子供の医療費については、国として、就学前の子供の医療費の自己負担を三割から二割に軽減をされており、これに加えて、自治体独自の助成制度により自己負担の更なる軽減が図られています。このような子供の医療費助成制度を全ての国の制度として運用することは、厳しい財政状況等を勘案すると現時点では課題が多く、慎重な検討が必要と考えております。(拍手)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(伊達忠一君) 片山大介君。

(片山大介君登壇、拍手)

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。私は、会派を代表して質問させていただきます。

我が党は、消費税率の引上げを何の条件も付けずに期限だけを決めて実施することには明確に反対であります。このため、衆議院では本法案に反対し、対案として、今日二日に、参議院に消費増税凍結法案を提出いたしました。

内閣提出の法案は、消費増税の延期法案です。消費税率を平成三十一年の十月一日に必ず一〇％に引き上げるといふ法案ですから、消費増税予定法案とも言えるでしょう。これに対し、我が党の法案は消費増税の凍結法案です。我が党の凍結法案は、税率の引上げは改めて法律で定める日に行うとして、それがいつになるかは、経済状況や国会議員の定数や歳費の削減、公務員人件費の削減などの成果によって決めることとしています。

財務大臣にお伺いいたします。

財政再建の手順として、増税と歳出削減のどちらを先に言うべきなのでしょう。

我が党は、先進国の過去の経験に照らしても、歳出削減を先行させるべきと考えております。特に、公務員人件費の削減を始めとする徹底行革が必要で、そして、公務員人件費削減のために、まず国会議員自身が定数や歳費を削減する身を切る改革を断行すべきです。

国民に負担を求める増税、特に国民生活と経済全体への影響が極めて大きい消費税率の増税は、身を切る改革と徹底行革で歳出削減のためのあらゆる手段を講じた後に行うべきではないでしょうか。財務大臣の御認識をお伺いいたします。

また、我が党は、国と地方の財政に関する一般論として、地方の安定財源であるべき地方消費税の在り方が内閣の一存で全て決められる現行の仕組みも見直しが必要だと考えております。消費税は内外の経済変動の影響を受けにくいので、地方の安定財源として地方税化して、消費税率の決定

についても自治体が関与できる仕組みとすべきと考えております。

衆議院で財務大臣にこの点について質問したところ、消費税を地方税化するのであれば、社会保障についても地方に大きな責任を担ってもらわなければならないことになり、大きな地域間格差を生じさせることにもなりかねないので、極めて慎重な検討が必要であるとの答弁でした。しかし、地方税化された消費税を始めるとする税収の格差については、水平的財政調整制度である地方共有税などで解決を図っていくことも可能だと考えております。消費税を地方税化した上で、税収の偏在については別途、自治体間での財政調整で再分配を行うべきではないかと考えております。

我が党は、財政再建については増税よりも歳出削減を優先し、あるべき歳出削減の姿を具体的に示すため、公務員人件費の二割削減法案を提出しております。これに対し、政府は、公務員給与の三年連続引上げを内容とする給与法案を今国会に提出しております。この額は三年間で実に一千四百億円にもなります。財政状況が厳しく、国民負担も重い中、公務員給与を上げ続ける政策は見直すべきではないか、財務大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

公務員給与の引上げを決めた給与法案は、人事院勧告に沿った内容となっています。政府は、人事行政の中立性、専門性を理由に、勧告どおりの法案で問題ないと主張しています。

しかし、昭和五十七年、鈴木善幸内閣のときに、財政状況が非常に厳しいという理由で人事院勧告の実施を見送った例があります。当時よりもはるかに厳しい財政状況の中で、漫然と人事院勧告に従って三年間も公務員給与を上げ続けているのもおかしいのではないかと、財務大臣の認識をお伺いいたします。

次に、経済状況と消費増税延期の関係などについてお伺いいたします。

平成二十八年十一月九日 参議院会議録第九号

消費増税延期の理由について、安倍総理は、G7伊勢志摩サミットの後の六月一日の会見で述べています。

総理は、まず、新興国経済が落ち込んでおり、世界経済が大きなリスクに直面していること、そして、熊本地震により地域経済が打撃を受けているとの認識を示しました。その上で、これらが日本経済にとって新たな下振れリスクとなつていて、最悪の場合、再びデフレの長いトンネルへと逆戻りするリスクがあり、その対策として、内需を腰折れさせかねない消費税率の引上げは延期すべきであるという判断を示しました。

我が党は、熊本地震の影響はいまだに大きいと考え、今年度の第二次補正予算に賛成しました。一方、総理が記者会見で世界経済の不透明感の中で最大の懸念として挙げた新興国経済の陰り、特に中国経済の成長率の鈍化は今後も続くとも言われています。これを理由として今回消費増税を延期しても、次の増税を予定している平成三十一年に中国経済と世界経済の現状がほとんど変わらないということも十分に考えられます。その場合、再度の延期をすることも合理的とお考えかどうか、財務大臣の御認識をお伺いいたします。

総理は、その六月の会見で、デフレの長いトンネルへと逆戻りするリスクがあると言っており、それから五か月がたちました。先日、日本銀行が二％インフレ目標の達成目標を再び先送りし、黒田総裁の任期である平成三十年四月までの達成を事実上断念しました。達成目標の先送りは、平成二十五年四月に大規模緩和を始めてからこれで実に五度目です。現在、経済はデフレの長いトンネルに入りつつあるのか、経済再生担当大臣の御認識をお伺いいたします。

本法案に関する地方の懸念は、やはり社会保障充実策への影響と社会保障の充実などの主たる項目ごとに自治体の財政や社会保障の充実策の

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等

一八

ケジュールへの影響について質問したところ、地方消費税と地方交付税の法定率分を合わせ、平年度で一・七兆円の減収とのことでした。

社会保障の充実策については、保育、そして介護について優先して実施するという総理の答弁もありました。これについて、一・七兆円分の減収がどのように補填されるのか、社会保障の充実策への現実的な影響について、今後も更に政府にただしてまいりたい、そう思っています。

我が党は、今後も、消費増税の前に、身を切る改革、公務員人件費削減などの徹底行革が必要であること、消費増税には景気回復が前提であること、景気を回復させるために、規制改革、そして地方分権を始めとするあらゆる政策手段を取るべきことを訴え続けてまいります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 五問頂戴してまいります。

財政再建のまず手順についてのお尋ねがあつております。

内閣府の中長期試算では、二〇二〇年度においてマイナス五・五兆円のいわゆる基礎的財政収支の赤字を見込んでおりまして、二〇二〇年度にプライマリーバランス黒字化を実現するという目標に向け、歳入歳入の両面から取組を同時に行うということが必要であります。

その中で、お尋ねのありましたように、身を切るいわゆる改革、また行政改革の観点からは、厳しい財政事情に鑑みて、国家公務員の総人件費などについて抑制を図るとともに、行政事業のレビューの反映などを通じた歳出の効率化など、不断に取り組んでいく必要があると存じております。

次に、消費税率の引上げについてのお尋ねがありました。消費税率の引上げにつきましては、平成二十四

年の八月に成立した税制抜本改革法において、経済への影響などを総合的に勘案し、平成二十六年四月から五％から八％へ、平成二十七年十月から八％から一〇％へと二段階で引き上げることとし、その上で、経済状況等を総合的に勘案し、引上げの判断を行うということとしたところであります。

したがって、社会保障と税の一体改革の当初プランが日本経済の体力を考えない無理なものであったとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、公務員給与の引上げと人事院勧告についてのお尋ねがありました。

平成二十八年度において、政府としては、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度の趣旨、また賃金の上昇を通じて経済の好循環の拡大、深化を目指すという現在の経済政策の方向性等々を踏まえて、勧告どおり実施することとしたところであります。

一方で、政府としても国家公務員の総人件費について抑制に努めていくことが重要であると考えておりまして、一昨年の給与法改正に盛り込みました給与制度の総合的見直しにおいて、初任給を据え置く一方、高齢者層を四％引き下げることにより、俸給表水準を平均二％引き下げることとしたしております。また、簡素で効率的な行政組織体制を確立することで総人件費の抑制を図っていくと考えてあります。

次に、消費税率の引上げの条件についてのお尋ねがありました。

消費税率一〇％への引上げは、国民の安心を支える社会保障制度を次の世代へ引き渡していく、そういう責任もあると存じますし、また、マーケット、市場や国際社会からの国の信認というものを確保するためには必要なのでありまして、二〇一九年十月には引上げを実施いたします。

政府としては、消費税率の一〇％への引上げが可能な環境を確実に整えるべく、経済財政運営に万全を期していく考えであり、今回の延期判断と経済状況が変わらないときといった仮定の質問にはお答えすることは困難であります。

保育、介護の受皿の整備、保育士及び介護人材の処遇改善についてのお尋ねもあつております。

総理が、優先して実施していく旨、いろいろ明らかにされておられますが、保育、介護の受皿整備、保育士及び介護人材の処遇改善につきましては、本年八月二日に閣議決定をいたしました未来への投資を実現する経済対策に既に盛り込んでおりまして、政府としてこれらの取組については着実に実施してまいりたいと考えております。

(拍手)

○国務大臣(石原伸晃君登壇、拍手)

○国務大臣(石原伸晃君) 片山大議員にお答えいたします。

デフレの認識についてのお尋ねがございました。

政権交代後、アベノミクスは、いわゆる三本の矢の取組によりまして、二十年間続きましたデフレからの脱却にチャレンジし、もはやデフレではないという状況をつくり出すことはできました。物価の基調を表します生鮮、エネルギー等を除く消費者物価指数を見ますと、二〇一三年の十月以降、三十六か月連続で前年比プラスとなつております。また、国内の付加価値の価格を示すいわゆるGDPデフレーターについても十四半期連続して前年比プラスとなつており、デフレではない状態が続いているんだと認識しております。引き続きまして、政府と日本銀行は連携しながら、あらゆる政策を総動員して、デフレ脱却と力強い成長を目指してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案
日程第二 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案
(いずれも第百九十九回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長難波獎二君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔難波獎二君登壇、拍手〕

○難波獎二君 たいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することとするものであります。

次に、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、我が国の宇宙政策の方向性、人工衛星等の打ち上げに係る政府補償等の在り方、衛星リモートセンシング記録の利活用及び規制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より両法律案に反対、希望の会(自由・社民)の山本委員より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

高木かおり君	矢倉 克夫君	片山 大介君	里見 隆治君	石井 苗子君	高瀬 弘美君	佐藤 啓君	清水 貴之君	佐々木さやか君	平木 大作君	浅田 均君	秋野 公造君	若松 謙維君	北村 経夫君	東 徹君	山本 博司君	石川 博崇君	末松 信介君	片山虎之助君	渡辺 喜美君	山本 香苗君	西田 実仁君	魚住裕一郎君	大野 泰正君	滝沢 求君	馬場 成志君	徳茂 雅之君	藤木 眞也君	松川 るい君	小川 克巳君	今井絵理子君	石田 昌宏君		
伊達 忠一君	郡司 彰君	杉 久武君	井原 巧君	三浦 信祐君	自見はなこ君	伊藤 孝江君	熊野 正士君	藤巻 健史君	宮崎 勝君	河野 義博君	大沼みずほ君	儀間 光男君	竹谷とし子君	新妻 秀規君	太田 房江君	石井 章君	長沢 広明君	横山 信一君	野上浩太郎君	室井 邦彦君	浜田 昌良君	谷合 正明君	山口那津男君	丸川 珠代君	島田 三郎君	豊田 俊郎君	進藤金日子君	中西 哲君	宮島 喜文君	こやり隆史君	小野田紀美君	朝日健太郎君	古賀友一郎君

上月 良祐君	島村 大君	高橋 克法君	塚田 一郎君	中西 健治君	江島 潔君	渡辺 猛之君	牧野たかお君	水落 敏栄君	片山さつき君	二之湯 智君	山本 順三君	鶴保 庸介君	平野 達男君	山谷えり子君	愛知 治郎君	吉田 博美君	山口 和之君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	糸数 慶子君	中山 恭子君	山田 宏君	井上 義行君	堂故 茂君	長峯 誠君	羽生田 俊君	舞立 昇治君	中西 祐介君	高階恵美子君	宇都 隆史君	磯崎 仁彦君	石井 準一君	野村 哲郎君	松下 新平君	石井みどり君
酒井 庸行君	高野光二郎君	滝波 宏文君	石井 正弘君	赤池 誠章君	三原しゅん子君	藤川 政人君	松村 祥史君	磯崎 陽輔君	有村 治子君	岡田 直樹君	世耕 弘成君	衛藤 晟一君	藤井 基之君	宮沢 洋一君	関口 昌一君	三木 亨君	伊波 洋一君	元榮太一郎君	森 ゆうこ君	中野 正志君	青山 繁晴君	そのだ修光君	柘植 芳文君	中泉 松司君	二之湯武史君	堀井 敏君	長谷川 岳君	大家 敏志君	上野 通子君	岩井 茂樹君	松山 政司君	西田 昌司君	猪口 邦子君	福岡 資麿君	橋本 聖子君

中川 雅治君	岡田 広君
金子原二郎君	山本 一太君
林 芳正君	柳本 卓治君
木村 義雄君	溝手 顯正君
薬師寺みちよ君	行田 邦子君
山本 太郎君	木戸口英司君
アノト才猪木君	松沢 成文君
福島みずほ君	青木 愛君
又市 征治君	渡邊 美樹君
山田 修路君	吉川ゆみ君
杉尾 秀哉君	森本 真治君
磯崎 哲史君	三宅 伸吾君
宮本 周司君	森屋 宏君
山下 雄平君	石橋 通宏君
川合 孝典君	大野 元裕君
斎藤 嘉隆君	石井 浩郎君
青木 一彦君	山田 俊男君
森 まさこ君	川田 龍平君
野田 国義君	牧山ひろえ君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
古川 俊治君	丸山 和也君
足立 信也君	小林 正夫君
藤田 幸久君	浜野 喜史君
鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君
中曾根弘文君	山東 昭子君
蓮 舫君	芝 博一君
羽田雄一郎君	伊藤 孝恵君
平山佐知子君	矢田わか子君
山添 拓君	宮沢 由佳君
浜口 誠君	古賀 之士君
武田 良介君	石上 俊雄君
真山 勇一君	小西 洋之君
舟山 康江君	岩渕 友君
徳永 エリ君	難波 奨二君
江崎 孝君	有田 芳生君

田名部匡代君	吉良よし子君
倉林 明子君	相原久美子君
大島九州男君	藤末 健三君
白 眞勲君	那谷屋正義君
紙 智子君	辰巳孝太郎君
大門実紀史君	吉川 沙織君
神本美恵子君	大塚 耕平君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
田村 智子君	井上 哲士君
仁比 聡平君	榛葉賀津也君
小川 敏夫君	小川 勝也君
長浜 博行君	櫻井 充君
鉢呂 吉雄君	柳田 稔君
山下 芳生君	小池 晃君
市田 忠義君	
財務大臣	麻生 太郎君
総務大臣	高市 早苗君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
経済産業大臣	世耕 弘成君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策))	石原 伸晃君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(防災))	松本 純君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(宇宙政策))	鶴保 庸介君
国務大臣	加藤 勝信君
副大臣	財務副大臣 原田 憲治君
	財務副大臣 大塚 拓君

議長の報告事項

去る二日議員から次の議案が提出された。

幹部職員の内閣法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第三五号)

国家公務員法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第二六号)

地方自治法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第二七号)

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第二八号)

道州制への移行のための改革基本法案(藤巻健史君外一名発議)(参第二九号)

消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第三〇号)

電波法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第三一号)

医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第三二号)

医療法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第三三号)

世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第三四号)

災害からの復旧復興に関する被災地公共団体の長による要請に関する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第三五号)

地方教育行政改革の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第三六号)

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第三七号)

森林法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第三八号)

合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第三九号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第四〇号)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第四一号)

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第四二号)

国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第四三号)

領域等の警備に関する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第四四号)

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第四五号)

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第四六号)

発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第四七号)

電気事業法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第四八号)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第四九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第二四号)
山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに
関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二五号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
伊方原発近辺を走る中央構造線に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一六号)

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一七号)
「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に棄権しなかつた理由に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八号)
「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対した理由に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九号)

「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」への反対と憲法前文の平和主義との整合性に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二〇号)
原子爆弾投下による惨禍と憲法の平和主義等との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二一号)
安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二二号)

去る四日議員から次の質問主意書が提出された。
塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(製品名ゾーフィゴ静注)に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二六号)
南スーダンで活動している自衛官の生命に関わる危機対応に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第二七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員有田芳生君提出国連の北朝鮮人権状況決議に関する質問に対する答弁書(第一二二号)
参議院議員有田芳生君提出拉致被害者の認定に関する質問に対する答弁書(第一三三号)

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「強行採決」に関する質問に対する答弁書(第一四号)
参議院議員福島みずほ君提出「もんじゅ」に関する質問に対する答弁書(第一五号)
一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 補欠
野上浩太郎君 佐藤 啓君
神本美恵子君 藤末 健三君
法務委員 補欠

丸山 和也君 藤木 眞也君
外交防衛委員 補欠
佐藤 啓君 野上浩太郎君
財政金融委員 補欠

藤末 健三君 神本美恵子君
農林水産委員 補欠
藤木 眞也君
藤木 眞也君 丸山 和也君
産業委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国家公務員法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)
地方自治法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)
道州制への移行のための改革基本法案(藤巻健史君外一名発議)
消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(浅田均君外一名発議)

電波法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)
医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(浅田均君外一名発議)
医療法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)
災害からの復興復興に関する被災地地方公共団体の長による要請に関する法律案(藤巻健史君外一名発議)

地方教育行政改革の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)
国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(浅田均君外一名発議)

森林法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)
合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

自衛隊法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(浅田均君外一名発議)
領域等の警備に関する法律案(藤巻健史君外一名発議)
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)
発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案(浅田均君外一名発議)

電気事業法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二三三号)
千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第二四号)

山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに
関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二五号)
昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 補欠
岡田 直樹君 松川 るい君
佐藤 啓君 野上浩太郎君
藤末 健三君 神本美恵子君
西田 実仁君 新妻 秀規君

総務委員 辞任 補欠
杉尾 秀哉君 川田 龍平君

法務委員

辞任

藤木 眞也君

補欠

丸山 和也君

外交防衛委員

辞任

野上浩太郎君

補欠

佐藤 啓君

財政金融委員

辞任

松川 るい君

補欠

岡田 直樹君

文政科学委員

辞任

神本美恵子君

補欠

藤末 健三君

厚生労働委員

辞任

三浦 信祐君

補欠

谷合 正明君

農林水産委員

辞任

川田 龍平君

補欠

杉尾 秀哉君

国土交通委員

辞任

丸山 和也君

補欠

藤木 眞也君

決算委員

辞任

進藤金日子君

補欠

足立 敏之君

議院運営委員

辞任

足立 敏之君

補欠

進藤金日子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任
清水 貴之君
補欠
室井 邦彦君

同日衆議院から次の議案が提出された。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第一号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同日衆議院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同日衆議院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日委員長から次の報告書が提出された。
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第百九十回国会閣法第四一四号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第一八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対する理由に関する質問に対する答弁書(第一九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に賛成する理由に関する質問に対する答弁書(第二八号)

審査報告書

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十八年十一月八日
内閣委員長 難波 獎二
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律並びに衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行に当たっては、政府は次の諸点について十分に配慮すべきである。

一 法の施行に当たっては、米国等の先進事例を踏まえ、ベンチャー企業等の新規参入が促進されるよう、執行体制の充実・強化を図り必要な人員を確保するとともに、国内企業の実態や諸

外国の運用等も十分に考慮して取り組んでいくこと。

二二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに際し、政府は、準天頂衛星や観測衛星などを用いた先端的なサービス等の実証を行えるような必要な取組を進めること。

三 政府は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の安全基準の策定に当たっては、専門家の意見を聴取しつつ不断に見直しを行うとともに、その変更に当たっては、ロケット及び人工衛星等の開発に時間を要することを踏まえて適切に周知を行うこと。

四 政府は、宇宙資源開発をめぐる国際的な動向の把握に努めるとともに、関連産業の振興に向けた必要な措置について検討すること。

五 宇宙開発利用活動によって得られるデータは、ビッグデータとして、社会のイノベーションに大きな可能性を有する。このため、政府は省庁間連携を強力に推進し、宇宙データの活用を努めること。

六 衛星リモートセンシング記録の規制については、加工情報の在り方及び提供方法について適切に例示し、規制と産業振興とのバランスを確保すること。

右決議する。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第百九十回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よってこれを送付する。

平成二十八年十月二十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

平成二十八年十一月九日 参議院会議録第九号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

第一節 人工衛星等の打上げに係る許可(第一条—第十二条)

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定(第十三条—第十五条)

第三節 打上げ施設の適合認定(第十六条—第十八条)

第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例(第十九条)

第三章 人工衛星の管理に係る許可等(第二十条—第三十条)

第四章 内閣総理大臣による監督(第三十一条—第三十四条)

第五章 ロケット落下等損害の賠償

第一節 ロケット落下等損害賠償責任(第三十五条—第三十八条)

第二節 ロケット落下等損害賠償責任保険契約(第三十九条)

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約(第四十条—第四十一条)

第四節 供託(第四十二条—第四十三条)

第六章 人工衛星落下等損害の賠償(第四十四条—第四十五条)

第七章 雑則(第四十六条—第四十九条)

第八章 罰則(第五十条—第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(第二十二号)において「宇宙空間探索等条約」という。)、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。)から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

八 ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛行体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害(テロリズムの行為その他の発生を保障

という。)にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(第二十二号)において「宇宙空間探索等条約」という。)、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。)から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

八 ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛行体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害(テロリズムの行為その他の発生を保障

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。)から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

八 ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛行体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害(テロリズムの行為その他の発生を保障

という。)にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(第二十二号)において「宇宙空間探索等条約」という。)、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なものとす内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害(第九条第二項及び第四十条第一項において「特定ロケット落下等損害」という。)を除く。)の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。)が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。

十 ロケット落下等損害賠償補償契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害をその者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する契約をいう。

十一 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

(この法律の施行に当たつての配慮)
第三条 国は、この法律の施行に当たつては、宇

宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

第一節 人工衛星等の打上げに係る許可(許可)

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計(第十条第一項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定(以下「外国認定」という。)を受けたものにあつては外国認定を受けた旨)

三 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、構造及び設備(第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあつては、その適合認定番号))

四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工

衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画(以下「ロケット打上げ計画」という。)

五 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

六 その他内閣府令で定める事項
(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの
(許可の基準)

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準(以下「ロケット安全基準」という。)に適合していること又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として内閣府令で定める基準(以下「型式別施設安全基準」という。)に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星の打上げ用ロケットに向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の打上げ用ロケットの破壊その他の飛行を中断する措置(次号及び第十六条第二項第四号において「飛行中断措置」という。)を講ずるために必要な信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

三 ロケット打上げ計画において、飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法が定められているほか、その内容が公共の安全を確保する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

四 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(変更の許可等)

第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「打上げ実施者」という。)は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき及び型式別施設安全基準に変更があつた場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたときを含む。)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(設計合致義務等)

第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行

うに当たっては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならない。

(損害賠償担保措置を講ずべき義務)

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行つてはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロ

ケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約(特定ロケット落下等損害に係るものに限る。)の締結若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額(第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。)をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの(同条第二項において「相当措置」という。)をいう。

(承継)

第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 第五条及び第六条第三号(ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、前三項の認可について準用する。

5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合にあつたときは、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可は、その効力を失う。)

(死亡等による許可の失効)

第十一条 前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人

二 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人

四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員

(許可の取消)

第十二条 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二 第五条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき。

四 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。

五 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

六 第八条の規定に違反していると認めるとき。

七 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定

(型式認定)

第十三条 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。

2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計 三 その他内閣府令で定める事項 3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、同項の型式認定をしなければならない。 4 第一項の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによって行う。 (設計等の変更) 第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったときを含む)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	(型式認定の取消し) 第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことができる。 一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき。 二 第三十三条第一項の規定による命令に違反したとき。 2 第十三条第一項の型式認定を受けた者は、前項の規定により当該型式認定が取り消されたときは、遅滞なく、型式認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。 第三節 打上げ施設の適合認定(適合認定) 第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式(その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る)ごとに、適合認定を行う。 2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号)、構造及び設備 三 第十三条第一項の型式認定に係る型式認定番号又は外国認定を受けた旨 四 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の	安全を確保する方法 五 その他内閣府令で定める事項 3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。 4 第一項の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された打上げ施設認定書を交付することによって行う。 (打上げ施設の場所等の変更) 第十七条 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとき(型式別施設安全基準の変更があつた場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。 (適合認定の取消し) 第十八条 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認定を取り消すことができる。 一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったとき。 二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。 2 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前	項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。 第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例 第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。 第三章 人工衛星の管理に係る許可等(許可) 第二十条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行うとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 人工衛星管理設備の場所 三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道 四 人工衛星の利用の目的及び方法 五 人工衛星の構造	2 前項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったときを含む)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
--	---	---	--	---

六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置
(以下「終了措置」という。)の内容

七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画(以下「管理計画」という。)

八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わつて人工衛星の管理を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所

九 その他内閣府令で定める事項
(欠格事由)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可の基準)

第二十二條 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合してい

ると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることその他の宇宙空間探索等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉(次号及び第四号二において「宇宙空間の有害な汚染等」という。)の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。

三 管理計画において、他の人工衛星との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされており、かつ、申請者(個人にあつては、死亡時代理人を含む。)が当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。

四 終了措置の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するものであること。

イ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を下げて空中で燃焼させること(これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落下させて回収することを含む。)であつて、当該人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの

ロ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を上げ

ることにより、当該人工衛星の高度を上げて時の経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであつて、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれがないもの

ハ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないもの

ニ イからハまでに掲げる措置を講ずることができない場合において、誤作動及び爆発の防止その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置を講じ、並びに人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、その制御をやること。

(変更の許可等)

第二十三条 第二十条第一項の許可を受けた者(以下「人工衛星管理者」という。)は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(管理計画の遵守)

第二十四条 人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行うに当たっては、災害その他やむを得ない

事由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなければならない。

(事故時の措置)

第二十五条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可は、その効力を失う。

(承継)

第二十六条 人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行うおうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 人工衛星管理者が、国内に所在する人工衛星管理設備によらずに人工衛星の管理を行うおうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、人

工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 第二十一条及び第二十三条(第三号(管理計画)を執行する能力に係る部分に限る。)に係る部分に限る。の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

6 人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは)、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、同条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(前条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、これらの者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十四条前段、第三十一条、第三十二条及び第三十三条の規定に準用する。

2 人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その死亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(死亡の届出等)

第二十七条 人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その死亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

により解散したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人(清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。)は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その清算法人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

2 人工衛星管理者が前項の規定により第二十条第一項の許可を取り消されたときは、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、次条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第四章 内閣総理大臣による監督

(立入検査等)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第三十二条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受け

第二十八条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失う。

(解散の届出等)

第二十九条 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十条 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第二十一条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けな

いで変更したとき。

四 第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第三十四条第一項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

た者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあるとき、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあるときは、当該型式認定を受けた者に対し、ロケット安全基準に適合させるため、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合せず、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあるときは、当該適合認定を受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合させるため、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、当該人工衛星管理者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可等の条件)

第三十四条 第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第十条第一項から第三項まで若しくは第二十六條第一項、第三項若しくは第四項の認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限

り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第五章 ロケット落下等損害の賠償

第一節 ロケット落下等損害賠償責任

(無過失責任)

第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(責任の集中)

第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の打上げを行う者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。

2 ロケット落下等損害については、製造物責任法(平成六年法律第八十五号)の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の適用を排除するものと解してはならない。

(賠償についてのしん酌)

第三十七条 前二条の規定にかかわらず、ロケット落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

(求償権)

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役

務の提供をした者(当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。)であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し書面による特約をすることを妨げない。

第二節 ロケット落下等損害賠償責任保険契約

第三十九条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は当該被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、ロケット落下等損害の被害者がその損害賠償請求権に関し差し押さえる場合は、この限りでない。

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約

約

(ロケット落下等損害賠償補償契約)

第四十条 政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の特定ロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、これを打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を当該特定ロケット落下等損害の賠償に充てられる第九條第二項に規定する損害賠償担保措置(以下単に「損害賠償担保措置」という。)の賠償措置額に相当する金額を超えない範囲内で政府

が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

2 前項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項のロケット落下等損害賠償補償契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を、我が国の人工衛星等の打上げに係る産業の国際競争力の強化の観点から措置することが適当なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額(当該ロケット落下等損害について相当措置が講じられている場合にあっては、当該賠償措置額に相当する金額又は当該相当措置により当該ロケット落下等損害の賠償に充てることができる金額のいずれか多い金額)を控除した金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

3 前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。

(ロケット落下等損害賠償補償契約の期間)

第四十一条 ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとする。

(補償金)

第四十二条 政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失

について当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額までとする。

(ロケット落下等損害賠償補償契約の締結の限度)

第四十三条 政府は、一會計年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額が會計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結するものとする。

(時効)

第四十四条 補償金の支払を受ける権利は、これを行使用することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位)

第四十五条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が補償した金額

二 当該求償権の金額

(補償金の返還)

第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払つた場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 第八条の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つたこと。

二 人工衛星等の打上げを行つた際、第十二条第一号又は第五号に該当していたこと。

(業務の管掌)

第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。

二 内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の委託)

第四十八条 政府は、政令で定めるところにより、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務の一部を保険者に委託することができる。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他内閣府令で定める事項を告示しなければならない。

第四節 供託

(損害賠償担保措置としての供託)

第四十九条 損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所(国内に事務所がない場合にあつては、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所(船舶に搭載された打上げ施設にあつては当該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあつては当該航空機の定置場の所在地)の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。)によりするものとする。

(供託物の還付)

第五十条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、前条の規定により打上げ実施者が供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取戻し)

第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合において、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九条の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。

一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなつたとき。

二 ロケット落下等損害が発生し、その損害の賠償を終えたとき。

三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

(内閣府令・法務省令への委任)

第五十二条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、内閣府令・法務省令で定める。

第六章 人工衛星落下等損害の賠償

(無過失責任)

第五十三条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(賠償についてのしん酌)

第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

第七章 雑則

(宇宙政策委員会の意見の聴取)

第五十五条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二

条第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第五十六条 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げにつ

ては、第四条第一項の規定は、適用しない。

二 国が行う人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

(経過措置)

第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第五十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第八章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可、第十条第一項から第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又は第十六条第一項の適合認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかった者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第十三条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

二 第二十七条第一項の規定に違反して第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項、第二十五条、第二十六条第二項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかった者

三 第十八条第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかった者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十五条 第十一条、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第十條の規定 公布の日
二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(準備行為)

第二条 第四条第一項又は第二十條第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四條第二項又は第二十條第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 第十三條第一項の型式認定又は第十六條第一項の適合認定を受けようとする者(機構を除く。)は、この法律の施行前においても、第十三條第二項又は第十六條第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 機構は、その行った人工衛星の打上げ用口ケットの設計について、この法律の施行前においても、第十九條第一項の規定の例により、第十三條第一項の型式認定の申請を行うことができる。

4 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九條第二項の規定の例により、第十六條第一

項の適合認定の申請を行うことができる。

第三条 内閣総理大臣は、第四條第二項第二号、第六條第一号若しくは第二号又は第二十二條第二号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、第九條第二項又は第四十條第二項の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に行われている人工衛星の管理については、第二十條第一項の規定は、適用しない。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)
第六條 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項を削る。
第十九條第二項中「前條第一項第二号」を「前條第二号」に、「同項第二号」を「同條第二号」に、「同項第八号」を「同條第八号」に改める。

第二十一條及び第二十二條を次のように改める。
第二十一條及び第二十二條 削除

第二十三條第一項中「第十八條第一項」を「第十八條に改める」。
第二十六條第一項第三号中「第十八條第一項」を「第十八條」に改め、同項第四号から第七号ま

での規定中「第十八條第一項」を「第十八條」に、「同項第三号」を「同條第三号」に、「同項第五号」を「同條第五号」に改め、同項第八号中「第十八條第一項」を「第十八條」に、「同項第六号」を「同條第六号」に改める。

第二十八條第一号中「又は第二十二條第一項」を削り、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十一條第二号中「第十八條第一項」を「第十八條」に改め、同條第三号を削る。
(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした前條の規定による改正前の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第二十六号及び第三百四十八條第二項第三十八号中「第十八條第一項第一号」を「第十八條第一号」に改める。

第三百四十九條の三第十六項中「第十八條第一項第三号」を「第十八條第三号」に改める。
(土地収用法及び印紙税法の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「第十八條第一項第一号」を「第十八條第一号」に改める。
一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三條第三十四号の二
二 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三の文書名の欄

(政令への委任)
第十條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

審査報告書

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十一月八日

内閣委員長 難波 樊二
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の方決定の理由

本法は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律並びに衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行に当たつては、政府は次の諸点について十分に配慮すべきである。

一 法の施行に当たつては、米国等の先進事例を踏まえ、ベンチャー企業等の新規参入が促進されるよう、執行体制の充実・強化を図り必要な人員を確保するとともに、国内企業の実態や諸

外国の運用等も十分に考慮して取り組んでいくこと。

二 二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに際し、政府は、準天頂衛星や観測衛星などを用いた先端的なサービス等の実証を行えるような必要な取組を進めること。

三 政府は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の安全基準の策定に当たつては、専門家の意見を聴取しつつ不断に見直しを行うとともに、その変更にあたつては、ロケット及び人工衛星等の開発に時間を要することを踏まえて適切に周知を行うこと。

四 政府は、宇宙資源開発をめぐる国際的な動向の把握に努めるとともに、関連産業の振興に向けた必要な措置について検討すること。

五 宇宙開発利用活動によつて得られるデータは、ビッグデータとして、社会のイノベーションに大きな可能性を有する。このため、政府は省庁間連携を強力に推進し、宇宙データの活用を努めること。

六 衛星リモートセンシング記録の規制については、加工情報の在り方及び提供方法について適切に例示し、規制と産業振興とのバランスを確保すること。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

平成二十八年十月二十八日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等(第四条—第十七条)

第三章 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制(第十八条—第二十條)

第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定(第二十一条—第二十六條)

第五章 内閣総理大臣による監督(第二十七条—第三十條)

第六章 雑則(第三十一条—第三十二條)

第七章 罰則(第三十三條—第三十八條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十二年法律第四十三号)の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体をいう。

二 衛星リモートセンシング装置 地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星(以下「地球周回人工衛星」という。)に搭載されて、地表若しくは水面(これらに近接する地中又は水中を含む。)又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波(以下「地上放射等電磁波」という。)を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置その他の状態に関する情報(次号において「検出情報」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であつて、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができるとしたときに判別ができる物の程度(以下この条及び第二十一条第一項において「対象物判別精度」という。)が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとして内閣府令で定める基準に該当し、かつ、これらの機能を作動させ、又は停止させるために必要な信号及び当該電磁的記録を他の無線設備に電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電氣通信回線で接続した電子計算機をいう。以下同じ。との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することのできる無線設備を備えるものをいう。

三 操作用無線設備 衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録(以下「検出情報電磁的記録」という。)を

地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

四 衛星リモートセンシング装置の使用 自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。

五 特定使用機関 衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関をいう。

六 衛星リモートセンシング記録 特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行った電磁的記録のうち、対象物判別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して、その利用により宇宙基本法第十四条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障(以下「国際社会の平和の確保等」という。)に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するものと並びにこれらを電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に複写したものをいう。

七 特定取扱機関 特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関をいう。

八 衛星リモートセンシング記録保有者 衛星リモートセンシング記録を保有する者(特定取扱機関を除く。)をいう。

(国の責務等)

第三条 国は、国際社会の平和の確保等に資する宇宙開発利用に関する施策の一環として、衛星リモートセンシング装置の使用を行う者及び衛星リモートセンシング記録保有者がこの法律の規定により遵守すべき義務が確実に履行されるよう必要な施策を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

(許可)

第四条 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行うおととする者(特定使用機関を除く。)は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能
- 三 衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道

四 操作用無線設備及び衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を他の無線設備を経由して送信する際に經由する無線設備(第六条第一号において「操作用無線設備等」という。)の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法

五 衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するために必要な無線設備(受信する際に經由するものを含む。以下「受信設備」という。)の場所、構造及び性能並びにその管理の方法

六 衛星リモートセンシング記録の管理の方法

七 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって衛星リモートセンシング装置の使用を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所

八 その他内閣府令で定める事項

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法平成二十六年法律第百二十四号(第三条第一項の規定により公告されている者(現に同項に

規定する名簿に記載されている者に限る。)又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者(第二十一条第三項第一号八において「国際テロリスト」という。))

四 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

五 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可の基準)

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 衛星リモートセンシング装置の構造及び性能、当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道並びに操作用無線設備等及び受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法が、申請者以外の方が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するために必要かつ適切な措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること

二 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていること

三 申請者(個人にあつては、死亡時代理人を含む。)が、第一号に規定する申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行う

ことを防止するための措置及び前号に規定する衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

四 その他当該衛星リモートセンシング装置の使用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(変更の許可等)

第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「衛星リモートセンシング装置使用者」という。)は、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定めなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置)

第八条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものについて、電子計算機及び変換符号(信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下この条において同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号(第五項において「対応変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置使用者以外の者による衛星リモートセンシング装置の使用を防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

い。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録について、電子計算機及び記録変換符号(電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた記録変換符号と対応する記録変換符号(第四項及び第五項において「対応記録変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が第四条第一項の許可に係る受信設備以外の受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号を他の者(操作用無線設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者)に提供してはならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、対応記録変換符号を他の者(受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者)に提供してはならない。

5 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号(以下この項において「変換符号等」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

(申請に係る軌道以外での機能停止)

第九条 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第一項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星が同項

の許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならない。

(検出情報電磁的記録の受信に用いる受信設備)

第十条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するときは、第四条第一項の許可に係る受信設備であつて自ら又は特定取扱機関若しくは第二十一条第一項の認定を受けた者が管理するもの以外の受信設備を用いてはならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するに際して第二十一条第一項の認定を受けた者が管理する受信設備を用いる場合において、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により当該認定が取り消されたときは、内閣総理大臣は、その旨を当該衛星リモートセンシング装置使用者に速やかに通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、同項に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から当該受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないこと、記録変換符号を変更することその他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が当該受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

(故障時等の措置)

第十一条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭

載する地球周回人工衛星の故障その他の事情により、終了措置(第十五条第二項に規定する終了措置をいう。第十三条第六項及び第十四条第二項において同じ。)を講じることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

(帳簿)

第十二条 衛星リモートセンシング装置使用者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を備え、その衛星リモートセンシング装置の使用の状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(承継)

第十三条 衛星リモートセンシング装置使用者が国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、国内に所在する操作用無線設備によらずに衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらか

じめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならぬ。

3 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 第五条及び第六条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

6 衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行い、又は衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合があつたときは、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない

い場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、これらの者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、前条、第二十七条、第二十八条及び第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(死亡の届出等)

第十四条 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その死亡時代理人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、前条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(終了措置)

第十五条 衛星リモートセンシング装置使用者は、第十三条第六項、前条第二項、次条第二項又は第十七条第二項の規定によるほか、いつでも、衛星リモートセンシング装置の使用を終了することができる。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置(以下「終了措置」という。)を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信することその他の当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置

二 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置に再開信号(その地上放射等電磁波を検出する機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。以下同じ。)を受信するまで当該機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出ることその他の再開信号を受信しない限り当該機能を回復することができないようにするために必要なものとして内閣府令で定める措置

3 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

4 第二項第二号に掲げる終了措置を講じた者は、同号の再開信号及びその作成方法に関する情報を特定使用機関又は当該終了措置に係る衛星リモートセンシング装置の使用について新たに第四条第一項の許可を受けた者以外の者に提供してはならない。

(解散の届出等)

第十六条 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第

四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人(清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。)は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その清算人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(許可の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ずることができる。

一 偽りその他の不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 第六条各号のいずれかに適合しないこととなつたとき。

四 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

五 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信したとき。

六 この項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

七 次条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

八 第三十条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が前項の規定により第四条第一項の許可を取り消されたときは、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第三章 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

（衛星リモートセンシング記録の提供の制限）

第十八条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて第二十一条第一項の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、同条第四項の認定証の提示を求めてその者が当該認定を受けた者であることを確認した上で、当該衛星リモートセンシング記録に係る同条第一項の内閣府令で定める区分

を明示するとともに、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

2 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング装置使用者（当該衛星リモートセンシング記録に係る衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可を受けた者に限る。）又は特定取扱機関に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、当該衛星リモートセンシング記録に係る第二十一条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、前項の内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

3 衛星リモートセンシング記録保有者は、前二項の規定により、各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査若しくは会計検査院の検査その他これらに準ずるものとして政令で定める公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

（衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令）

第十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支

障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者（国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（以下「外国取扱者」という。）を除く。）に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定め、その提供の禁止を命ずることができる。

2 前項の規定による禁止の命令は、国際社会の平和の確保等のために必要な最小限度のものでなければならない。

3 前二項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「提供の禁止を命ずる」とあるのは「提供をしないことを請求する」と、前項中「禁止の命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（衛星リモートセンシング記録の安全管理措置）

第二十条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

（認定）

第二十一条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（特定取扱機関を除く。）は、申請により、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 衛星リモートセンシング記録の区分
三 衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法
四 衛星リモートセンシング記録の管理の方法
五 衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所

六 その他内閣府令で定める事項
3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ロ 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者

ハ 国際テロリスト
ニ 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者
ホ 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

へ個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

二 申請者が当該申請に係る区分に属する衛星リモートセンシング記録を取り扱うことについて、申請者による衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法、衛星リモートセンシング記録の分析又は加工を行う能力、衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置その他の事情を勘案して、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

4 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

(変更の認定等)

第二十二條 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認定について準用する。

(帳簿)
第二十三條 第二十一條第一項の認定を受けた者

は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、その衛星リモートセンシング記録の取扱いの状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(認定証の返納)

第二十四條 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 第二十一條第一項の認定が取り消されたとき。

二 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、認定証を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人若しくは破産管財人又はこれらの者に相当する義務を負う者

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者

(認定の取消し等)

第二十五條 内閣総理大臣は、第二十一條第一項の認定を受けた者(外国取扱者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一 第十八條第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

二 第十九條第一項又は第二十九條第二項の規定による命令に違反したとき。

三 偽りその他の不正の手段により第二十一條第一項又は第二十二條第一項の認定を受けたとき。

四 第二十一條第三項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

五 第二十二條第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

六 第三十條第一項の規定により第二十一條第一項又は第二十二條第一項の認定に付された条件に違反したとき。

2 前項の規定による認定の効力の停止を受けた者は、速やかに、認定証を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の効力の停止の期間が満了した場合において、前項の規定により認定証を提出した者からその返還の請求があつたときは、直ちに、当該認定証を返還しなければならない。

第二十六條 内閣総理大臣は、第二十一條第一項の認定を受けた者(外国取扱者に限る。第三号において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一 第十九條第三項において読み替へて準用する同条第一項又は第二十九條第三項において読み替へて準用する同条第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

二 前条第一項第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当するとき。

三 内閣総理大臣が、この法律の施行に必要な限度において、第二十一條第一項の認定を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは

は虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の効力の停止について準用する。

第五章 内閣総理大臣による監督

(立入検査等)

第二十七條 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、衛星リモートセンシング装置使用者若しくは衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く。)に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第二十八條 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第二十九條 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が第八條、第九條若しくは第十條第三項の規定に違反していると認めるとき又は衛星リモートセンシング装置使用者が第十三條第六項、第十四條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項若しくは第十七條第二項の規定に違反して終了措置を講じていないと認め

るときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く。)が第十八条第一項若しくは第二項又は第二十条の規定に違反しているとき、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者に限る。)について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(許可等の条件)

第三十条 第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二條第一項の認定(次項において「許可等」という。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

第六章 雑則

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的の必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者

は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置の使用を行った者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二條第一項の認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更した者

四 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信した者

五 第十五条第四項の規定に違反して再開信号又はその作成方法に関する情報を提供した者

六 第十七条第一項、第十九条第一項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

七 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供した者

八 第二十二條第一項の規定に違反して第二十一条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第三十四条 第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十一条、第十三条第二項、第十五条第二項又は第二十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

た者

二 第十二條第一項若しくは第二十三條第一項の規定に違反して帳簿を備えず、若しくは帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十二條第二項若しくは第二十三條第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者

三 第二十四條第一項の規定に違反して認定証を返納しなかった者

四 第二十五條第二項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して認定証を提出しなかった者

第三十六条 第三十三條(第六号(第十九條第一項及び第二十九條第二項に係る部分に限る。))及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。の罪は、日本国外において第三十三條の罪を犯した者にも適用する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十三條から第三十五條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十四條第一項又は第十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四條第二項の規定に違反して認定証を返納しなかった者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 第四条第一項の許可又は第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十一条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に地球を回る軌道に投入されている人工衛星に搭載されている衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可の申請が行われた場合(この法律の施行前に前条の規定により行われていた場合を含む。)における当該衛星リモートセンシング装置の使用についての第六条(第七条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第十七条第一項第三号の規定の適用については、第六条中「次の各号」とあるのは「第二号から第四号まで」と、同号中「第六各号」とあるのは「第六條第二号から第四号まで」とする。

2 前項の場合において、内閣総理大臣が第四条第一項の許可をしたときは、当該許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用については、第八条、第九条及び第十条第三項の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第百九十二回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)
日程第二 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(第百九十二回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二三名

愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
自見はなこ君 島田 三郎君
島村 大君 進藤金日子君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 そのだ修光君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 柘植 芳文君

投票者氏名

塚田 一郎君 堂故 茂君
徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曽根弘文君 中西 健治君
中西 哲君 中西 祐介君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君 渡邊 美樹君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 神本美恵子君

投票者氏名

川合 孝典君 川田 龍平君
小西 洋之君 小林 正夫君
古賀 之土君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榊原賀津也君 杉尾 秀哉君
田名部匡代君 徳永 エリ君
那谷屋正義君 長浜 博行君
難波 奨二君 野田 国義君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
鉢呂 吉雄君 浜口 誠君
浜野 喜史君 平山佐知子君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 舟山 康江君
真山 勇一君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 宮沢 由佳君
森本 真治君 矢田わか子君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舫君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
熊野 正士君 佐々木さやか君
里見 隆治君 杉 久武君
高瀬 弘美君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
浅田 均君 東 徹君
石井 章君 石井 苗子君
片山 大介君 片山虎之助君
儀間 光男君 清水 貴之君
高木かおり君 藤巻 健史君
室井 邦彦君 渡辺 喜美君
アノトニオ猪木君 行田 邦子君

投票者氏名

松沢 成文君 薬師寺みちよ君
中野 正志君 中山 恭子君
和田 政宗君 郡司 彰君
山口 和之君

反対者氏名

二三名

井上 哲士君 市田 忠義君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
青木 愛君 木戸口英司君
福島みずほ君 又市 征治君
森 ゆうこ君 山本 太郎君
伊波 洋一君 糸数 慶子君

国連の北朝鮮人権状況決議に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月二十五日

参議院議長 伊達 忠一殿

有田 芳生

国連の北朝鮮人権状況決議に関する質問主意書

国連人権理事会及び国連総会において採択されてきた「北朝鮮人権状況決議(以下「決議」とする)」に関して質問いたします。

一 本年採択された決議と、昨年までに採択されてきた決議との相違点について順を追つて御説明下さい。併せて、これらの相違点に関する政府の見解についても順を追つて御説明下さい。
二 本年の決議では、北朝鮮における人権侵害に

平成二十八年十一月九日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

四〇

係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家によるグループ（以下「専門家グループ」とする）の立ち上げが採択されています。政府として、今後、この専門家グループにどのような働きかけをし、どのような成果を得ようとしているのかを明らかにして下さい。

三 平成二十六年十一月以降の決議では、北朝鮮において国家の最も高いレベルで策定された政策に従い「人道に対する罪」が行われたと規定しています。現在、安倍政権の最重要課題とされている拉致問題は、この人道に対する罪に該当しているのですか。該当している場合、それは何という人権侵害だと決議では規定されているのですか。

四 平成二十六年十一月以降の決議には、北朝鮮の人権状況の国際刑事裁判所（ICC）への付託の検討及び、人道に対する罪を構成し得る行為に対して最も責任を有すると思われる者に対する制裁の検討が盛り込まれています。日本は、共同提案国として決議に示されたこれらの方針の実現を支持しているのですか。

五 日本は共同提案国として、決議に示されたこれらの方針の実現を図る責任が国際社会に対してあると考えるのですが、政府のお考えはどうなのか伺います。この責任が日本にある場合、日朝間でいわれるストックホルム合意に示された拉致問題についても、決議の枠組みの中で解決を目指すものと理解してよろしいですか。それとも、拉致問題だけを切り離し、日朝間だけの問題として解決を図ろうとするお考えをお持ちですか。

六 平成二十八年十一月の国連総会をはじめとして、政府はどのようにして北朝鮮の人権侵害状況の解決を目指す啓発活動に取り組んでいくのですか。具体的なスケジュールと手法についてお示しく下さい。

七 最近の北朝鮮における人権侵害状況の中で特

に注目されるのが、北朝鮮から諸外国へ派遣されて厳しい労働条件で働かされている海外労働者の問題です。この問題に対する政府の見解と対応方針について伺います。

特に、この北朝鮮の海外労働者を一番多く受け入れている中国とロシアに対し政府はどのような働きかけをしていくのか、政府の方針を伺います。

右質問する。

平成二十八年十一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出国連の北朝鮮人権状況決議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出国連の北朝鮮人権状況決議に関する質問に対する答弁書
一について

平成二十八年三月二十三日（現地時間）に国際連合第三十一回人権理事会本会議において採択された北朝鮮人権状況決議は、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家の指名に係る国際連合人権高等弁務官に対する要請が新たに記載されている等、北朝鮮における人権状況をめぐる最新の状況を反映している。政府としては、累次の北朝鮮人権状況決議が北朝鮮の人権状況の改善につながることを強く期待するとともに、国際社会とも協力して、北朝鮮に対し具体的な行動をとるよう引き続き強く求めていく考えである。

二について
御指摘の北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家によるグループ（以下「専門家グループ」という。）については、政府としては、専門家グルー

プの活動に最大限協力していく考えであり、専門家グループの取組が、北朝鮮の人権状況の改善に資することを期待している。

三について
御指摘の「平成二十六年十一月以降の決議の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十六年十二月十八日（現地時間）以降に国際連合総会本会議及び国際連合人権理事会本会議において採択された北朝鮮人権状況決議は、同年二月に公表され、人道に対する犯罪に言及している北朝鮮における人権に関する国連調査委員会の報告書の内容に言及しているが、当該報告書の個々の文言が意味するところについて、政府としてお答えする立場にない。

四及び五について
平成二十六年十二月十八日及び平成二十七年十二月十七日（いずれも現地時間）に国際連合総会本会議において採択された北朝鮮人権状況決議は、国際連合安全保障理事会に対し、適切な行動をとることを促している。政府としては、これらの決議のフォローアップに関し、関係国と効果的な方法を協議していく考えである。

また、お尋ねの「決議の枠組みの中で解決を目指す」及び「拉致問題だけを切り離し、日朝間だけの問題として解決を図ろうとする」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決を目指す考えである。

六について
政府としては、北朝鮮における人権侵害について、今後とも、国際連合総会を含む様々な場を活用し、問題解決に向けた適切な啓発活動に取り組んでいく考えである。

七について
御指摘の「北朝鮮から諸外国へ派遣されて厳しい労働条件で働かされている海外労働者の問

題については、平成二十七年九月八日（現地時間）に第七十回国際連合総会に提出された北朝鮮人権状況特別報告者の報告書においても指摘されていると承知しており、政府としては、関係国と効果的な方法を協議しつつ、当該問題を含む北朝鮮による人権侵害問題への取組を推進してまいりたい。

拉致被害者の認定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月二十六日

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

拉致被害者の認定に関する質問主意書

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号。以下「支援法」とする）第二条に基づく被害者の認定に関する諸問題について質問します。

一 平成二十七年十月一日現在及び平成二十八年十月一日現在で、全国の都道府県警察が、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者（以下「特定失踪者」とする）として捜査・調査している人数はそれぞれ何人ですか。また、この一年で人数が増減が生じている場合、その原因についても明らかにして下さい。

二 私、平成二十八年二月十日付けで提出した「拉致被害者の認定に関する質問主意書」（第九十回国会質問第四六号）に対する答弁書（内閣参質一九〇第四六号）二から四まで及び六について、政府は、支援法第二条の規定により北朝鮮当局によつて拉致された日本国民として認定された者（以下「認定拉致被害者」とする）十七名について、「関係機関の捜査・調査の積み上

げの結果、北朝鮮による拉致行為があったという確認に基づき認定されたものである」と答えられています。

この、「関係機関の捜査・調査の積み上げの結果、北朝鮮による拉致行為があったという確認に基づき認定」というやり方が、現在の政府の認定方法と理解してよろしいですか。

三 支援法第二条に基づき認定拉致被害者は、平成十八年十一月に認定された松本京子さん以降途絶えています。これは、松本京子さんの認定以降の約十年間、関係機関の捜査・調査の積み上げの結果が同条に基づき認定に結びついていないこととなります。

政府は、これまでの関係機関の捜査・調査について、何が問題点であると認識していますか。

四 私は、政府関係者から「拉致被害者の認定については、北朝鮮側に反論する材料を与えることがないよう、慎重に対応している」との見解を幾度となく示されています。これは、「拉致行為があったかどうかの確認ができないまま認定してそれが拉致被害者でなかった場合、北朝鮮側に付け入る隙を与えてしまい、拉致問題解決にマイナスの影響を与えることになるので慎重に取り組まざるを得ない」ということだと思えます。この政府関係者の見解は、政府の公式見解と捉えてよろしいでしょうか。

五 特定失踪者のご家族の中には、認定拉致被害者になることで、特定失踪者自身の身の安全を確保できると考えている方がおられます。また、北朝鮮に入境したという確認がなければ認定拉致被害者にならないのなら、誰が北朝鮮に行つて調査できるのかと不満を募らせる方や、全国の都道府県警察において情報の共有を図るなどして捜査・調査機能を強化して欲しいと訴える方もいます。

平成二十八年十一月九日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

安倍内閣において拉致問題を解決すると繰り返し公言している以上、全国に散在する特定失踪者約九百人のご家族に政府が直接面談をし、その心情や認識について調査し、それに基づいて特定失踪者に関する施策の見直しをするべきと提言するものですが、この点について政府の見解をお伺いします。

六 安倍内閣は、ことあるごとに「拉致問題最優先」と公言しています。しかし、その言葉には特定失踪者問題への配慮が欠落しており、「拉致問題最優先」と聞くと失望と落胆を隠せない特定失踪者のご家族も全国には多いものと判断します。

こうした特定失踪者とそのご家族への冷たい対応は、安倍総理の政治公約である「私の内閣で拉致問題を完全解決する」に反すると捉えるものですが、この点について政府の見解をお伺いします。

右質問する。

平成二十八年十一月四日 内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出拉致被害者の認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致被害者の認定に関する質問に対する答弁書

一 について
警察が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、平成二十七年十月一日現在で八百七十七名であり、平成二十八年十月一日現在で八百八十五名である。この増加は、警察の捜査・調査の結果、日本国内で発見し、北朝鮮による拉致の可能性がないと判断した二名を除いた一方、北朝鮮による拉致

ではないかとの相談を受けたことなどにより、警察として北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者十名を加えたためである。

二から六までについて

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第二条の規定により北朝鮮当局によつて拉致された日本国民として認定された者(以下「認定拉致被害者」という。)十七名については、関係機関の捜査・調査の積み上げの結果、北朝鮮による拉致行為があったという確認に基づき認定されたものである。現在、当該十七名以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が存在しているとの認識の下、関係機関が連携を図りながら、捜査・調査を推進しているが、これまでのところ、北朝鮮による拉致行為があったことを確認するには至っていない。今後、引き続き関係機関が連携を図りながら、捜査・調査を推進していくところであり、その結果、北朝鮮による拉致行為があったことが確認された場合には、速やかに認定拉致被害者として認定することとしている。また、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対して、必要に応じ、適宜適切に情報提供を行うとともに、適切な部署において面談を行っているところである。

政府としては、認定拉致被害者十七名以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が存在しているとの認識の下、拉致問題の全面解決に向けて、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しのために引き続き全力を尽くす考えである。

いわゆる「強行採決」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月二十七日

参議院議長 伊達 忠一殿

山本 太郎

いわゆる「強行採決」に関する質問主意書
平成二十七年九月二十四日に提出した安倍特別委員会における採決に関する質問主意書(第百八十九回国会質問第三一六号)で、私は平成二十七年九月十七日の、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第七二号)及び国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(閣法第七三号)の採決(以下「安保法案採決」という。)に関する政府の認識を質したが、政府はその全ての質問に対して答弁書(内閣参質一八九第三一六号。以下「政府答弁書」という。)で「お尋ねについては、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはない」とし、行政府として立法府たる国会の運営、議事進行については干渉しないとの立場を示した。

しかしながら昨今、安倍首相をはじめ山本農林水産大臣といった安倍内閣の閣僚から、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求める件(第百九十回国会閣案第八号)及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百九十回国法第四十七号。以下「TPP関連議案」という。)が衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会(以下「衆議院TPP特別委員会」という。)において審査中であるにもかかわらず、TPP関連議案の今国会会期内の成立を求める発言、さらには具体

的に「強行採決」との言葉を用いて衆議院T P P特別委員会における審査に干渉する発言が相次いでいる。

すなわちこれらの閣僚による発言は、行政府による立法院に対する、T P P関連議案の採決の時期、期限や態様等といった議事進行に著しく影響を及ぼしかねない干渉であり、政府答弁書によって示された政府の立場とは明らかに矛盾するものである。

以上を踏まえて、いわゆる「強行採決」に関して、安倍内閣としていかなる認識を持っているのかを確認すべく、以下質問する。

一 安倍首相は平成二十八年十月十七日の衆議院T P P特別委員会(以下「十月十七日T P P特委」という。)において「我が党において、今まで結党以来、強行採決をしようと考えたことはいない」と答弁し、また山本農林水産大臣は翌日開かれた佐藤勉衆議院議院運営委員長のパネーの席上「強行採決するかどうかは、この佐藤氏が決める」といった発言をした。安倍首相及び山本農林水産大臣は、T P P関連議案の審査に関連して具体的に「強行採決」との言葉を用いて各々の見解を述べていることから、「強行採決」という採決の態様について一定の見解すなわち定義を有しているものと考ええる。辞書等をはじめ一般に「強行採決」とは「与野党による採決の合意を得ずに、委員長や議長の職権の下で突発的に行なう採決」もしくは「国会などで、少数派が審議の継続を求めているにもかかわらず、多数派が一方的に審議を打ち切り、採決を行うこと」と認識されているが、安倍内閣における「強行採決」に対する認識もこれらと同様か、明確に示されたい。これらと異なる場合、安倍内閣において「強行採決」とはいかなる態様の採決のことを指すと認識しているのか、その定義を明確に示されたい。

二 安倍首相は平成二十七年七月十一日、視察先

の宮城県で、衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会での安保法案採決の時期について「対案も出てきた中であつて、しっかりと議論を進めていた方がいい(略)いずれにいたしましても、決めるべき時には決めるということ」と述べた。また十月十七日T P P特委においては、T P P関連議案の採決に関して「限られた会期の中で(略)議論が定まってくる、あるいは熟してきた段階においては、御採決いただきたいというのが政府の立場」と答弁した。採決の時期及び期限に言及する安倍首相の発言は、立法院たる国会の運営、議事進行に対する行政府の長からの干渉に他ならず、「国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはない」とし、行政府として立法院たる国会の運営、議事進行については干渉しないとの立場を示した政府答弁書と明らかに矛盾しているが、これらの安倍首相の発言は政府答弁書との整合性に鑑みて適切であつたか、安倍内閣の認識を明確に示されたい。

三 前記一及び二に関して、安保法案採決は「与野党による採決の合意を得ずに、委員長や議長の職権の下で突発的に行なう採決」もしくは「少数派が審議の継続を求めているにもかかわらず、多数派が一方的に審議を打ち切り、採決を行うこと」に該当するもの、すなわち「強行採決」であるとして一般に認識されているところであるが、安倍内閣の認識も同様か、明確に示されたい。異なる場合、その理由を明確かつ詳らかに示されたい。

なお前記二に対して、行政府の長である安倍首相による立法院たる国会の運営、議事進行に干渉する発言を適切であると答弁する一方で、本質問三に対して「国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはない。」と答弁することは、これまでに示したように明らかに矛盾するため、答弁に当たってはその整合

性に十分留意されたい。

四 第二次安倍内閣発足以降、衆参両議院の各委員会(特別委員会を含む)及び本会議において「与野党による採決の合意を得ずに、委員長や議長の職権の下で突発的に行なう採決」もしくは「少数派が審議の継続を求めているにもかかわらず、多数派が一方的に審議を打ち切り、採決を行うこと」に該当したと安倍内閣が認識している採決を、網羅的かつ具体的に列挙し示されたい。

右質問する。

平成二十八年十一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「強行採決」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「強行採決」に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねについては、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはない。

二について

御指摘の安倍内閣総理大臣の発言は、いずれも、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号)及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)並びに環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案については、国会において慎重に審議いただいた上で、採決をいただきたこと、の政府の認識を申し上げたものに過ぎず、「立法院たる国会の運営、議事進行に対する行政府の長からの干渉」であるとは考えていない

い。

その上で、委員会の採決については、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはなく、御指摘の答弁書においてもその旨を明らかにしたものであり、これらが矛盾するものとは考えていない。

「もんじゅ」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月二十七日

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「強行採決」に関する質問に対する答弁書

「もんじゅ」に関する質問主意書

九月二十一日に原子力関係閣僚会議が「もんじゅ」について、「廃炉を含め抜本的な見直しを行うこととし、その取り扱いに関する政府方針を、高速炉開発の方針と併せて、本年中に原子力関係閣僚会議で決定することとする」ことを決定した。そこで「もんじゅ」の廃炉に関連して以下、質問する。

一 「もんじゅ」にはこれまで一兆円を超える開発費用がすぎ込まれたが、九五年のナトリウム漏えい火災事故以来一ワットも発電していない。これを動かすとなれば、適合性審査と改良工事、運転開始までの八年間の維持管理経費など、さらに約三千三百億円が必要とされている。長期停止で「もんじゅ」の施設および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)の組織は劣化しており、このような施設は廃止するべきと考えるが、改めて政府の姿勢を問う。

二 原子力規制委員会の勧告や同委員会の田中俊一委員長の記者会見での発言などでは、「もんじゅ」の現状について「リスクを低減させる必要

い。

その上で、委員会の採決については、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはなく、御指摘の答弁書においてもその旨を明らかにしたものであり、これらが矛盾するものとは考えていない。

「もんじゅ」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月二十七日

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「強行採決」に関する質問に対する答弁書

「もんじゅ」に関する質問主意書

九月二十一日に原子力関係閣僚会議が「もんじゅ」について、「廃炉を含め抜本的な見直しを行うこととし、その取り扱いに関する政府方針を、高速炉開発の方針と併せて、本年中に原子力関係閣僚会議で決定することとする」ことを決定した。そこで「もんじゅ」の廃炉に関連して以下、質問する。

一 「もんじゅ」にはこれまで一兆円を超える開発費用がすぎ込まれたが、九五年のナトリウム漏えい火災事故以来一ワットも発電していない。これを動かすとなれば、適合性審査と改良工事、運転開始までの八年間の維持管理経費など、さらに約三千三百億円が必要とされている。長期停止で「もんじゅ」の施設および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)の組織は劣化しており、このような施設は廃止するべきと考えるが、改めて政府の姿勢を問う。

二 原子力規制委員会の勧告や同委員会の田中俊一委員長の記者会見での発言などでは、「もんじゅ」の現状について「リスクを低減させる必要

がある」、「安全が担保されていない」旨の指摘がされているが、政府としても同様の認識か。

三 原子力規制委員会が求めるリスクの低減と安全の担保のためには、施設からナトリウムを抜き取り、燃料を取り出すことが必要だと考えるが、政府はどのように考えているか。

四 「もんじゅ」の冷却系は一次系と二次系のそれぞれが三ループ(A、B、C)およびメンテナンス冷却系で構成されている。冷却系に関して以下質問する。

1 一次系と二次系にはそれぞれオーバーフロータンクとダンプタンクがあるが、それぞれのタンクの数と容量を系ごと、ループごとに示されたい。

2 使用されていないBループのナトリウムはどこに貯蔵されているのか。

3 過去に一ループだけの循環運転を行っていた時期があった。現在、一ループだけの循環運転は可能か。仮に不可能な場合、可能になるのはいつごろと認識しているのか。

4 仮に「もんじゅ」の運転を再開する場合に、施設全体で使用するナトリウムの量はどれだけか。総量の他に、原子炉容器、各ループ、炉外燃料貯蔵槽などの内訳も示されたい。

5 「もんじゅ」でのナトリウムの放射化の割合はどの程度か。また、燃料被覆管などにおける不純物に起因する核分裂生成物ほどの程度の量あるのか。

6 ナトリウムは施設内にある限り、液体状態であると考えられ、漏えいが生じると火災に至る可能性もある。したがって施設からナトリウムを抜き取り、化学処理して安全な化合物とするか、または固体状態で保管するかの対応をとることが「もんじゅ」のリスク低減につながるかと考えるが、政府の考えを問う。

7 ナトリウムを抜き取る場合に、施設内のナトリウムの全量を貯蔵できる建屋外のタンク

がないことを考えると、どのような手順でナトリウムを抜き取り、保管管理することが考えられるのか政府の見解を問う。

五 次に「もんじゅ」の燃料について問う。JAEAによれば、現在、原子炉内にMOX燃料集合体が百九十八体、ブランケット燃料集合体が百七十二体、そして炉外燃料貯蔵槽にMOX燃料集合体が百二十一体、ブランケット燃料集合体が三十九体、さらに燃料池にそれぞれ一体ずつ保管されている。

1 このうち未照射の燃料集合体はあるか。ある場合、MOX燃料集合体、ブランケット燃料集合体それぞれ何体あるか。

2 照射済み燃料集合体全体の平均燃焼度はどの程度か。また、集合体ごとの平均燃焼度のうち、最も高い値はどの程度か。同様に、照射済み燃料集合体全体の平均発熱量はどの程度か。また、集合体ごとの平均発熱量のうち、最も高い値はどの程度か。

3 炉外燃料貯蔵槽および燃料池のそれぞれの容量はMOX燃料集合体またはブランケット燃料集合体の何体分か。

4 炉外燃料貯蔵槽および燃料池ではそれぞれ冷却系が稼働しているのか。

5 原子炉内および炉外燃料貯蔵槽にあるMOX燃料集合体およびブランケット燃料集合体も「もんじゅ」のリスク低減のために、すべて燃料池へ移送するべきだと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

平成二十八年十一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出「もんじゅ」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出「もんじゅ」に関する質問に対する答弁書

一、四の6及び7並びに五の5について

お尋ねの「長期停止で「もんじゅ」の施設および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)の組織は劣化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、高速増殖原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)については、平成二十八年九月二十一日に開催された原子力関係閣僚会議(以下「九月二十一日閣僚会議」という。)において、廃炉を含め抜本的な見直しを行うこととされ、現在、その取扱いに関する方針を検討しているところである。

二について

お尋ねの「原子力規制委員会の勧告や同委員会の田中俊一委員長の見解での発言などでは、「もんじゅ」の現状について「リスクを低減させる必要がある」、「安全が担保されていない」旨の指摘がされている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力規制委員会の田中俊一委員長は、平成二十七年十二月十一日の参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会において、「現時点では「もんじゅ」は冷温停止中であり、直ちに周辺公衆に重大な影響を及ぼすような状況にあるというふうには認識しておりません」と答弁している。

三について

お尋ねの「原子力規制委員会が求めるリスクの低減と安全の担保のためには、施設からナトリウムを抜き取り、燃料を取り出すことが必要だと考える」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「もんじゅ」について、原子力規制委員会は、平成二十七年十一月十三日に、文部科学大臣に対し「機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること」及び「もんじゅの出力運転を安全に行う能力を有する者を具体的に

特定することが困難であるのならば、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと」を勧告しているところであり、また、九月二十一日閣僚会議においては、もんじゅについて廃炉を含め抜本的な見直しを行うこととされ、現在、政府として、もんじゅの取扱いに関する方針を検討しているところである。

四の1について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)によると、もんじゅの一次冷却設備に接続されているダンプタンク並びに二次冷却設備に接続されているオーバフロータンク及びダンプタンクについて、

①接続されている設備及びループの名称、
②オーバフロータンク・ダンプタンクの別、
③基数並びに④容量をお示しすると次のとおりであることである。

①一次冷却設備のAループ、Bループ及びCループ ②ダンプタンク ③一基 ④約百立方メートル

①一次冷却設備のAループ、Bループ及びCループ ②ダンプタンク ③二基 ④各約二百立方メートル

①二次冷却設備のAループ ②オーバフロータンク ③一基 ④約百六十一立方メートル

①二次冷却設備のBループ ②オーバフロータンク ③一基 ④約百六十一立方メートル

①二次冷却設備のCループ ②オーバフロータンク ③一基 ④約百六十一立方メートル

①二次冷却設備のAループ及びBループ ②ダンプタンク ③一基 ④約百六十一立方メートル

なお、原子力機構によると、このほかに、原子炉容器に接続されている容量約百立方メートルのオーバフロータンクが一基設置されているとのことである。

四の2について

原子力機構によると、平成二十八年十月三十一日時点において、もんじゅの一次冷却設備及び二次冷却設備のBループのナトリウムは、オーバフロータンク及びダンブタンクに貯蔵されているとのことである。

四の3について

原子力機構によると、お尋ねの「1ループだけの循環運転」について、現時点で検討しておらず、お答えすることは困難であるとのことである。

四の4について

一、四の6及び7並びに五の5についてでお答えしたとおり、もんじゅについては、廃炉を含め抜本的な見直しを行うこととされ、現在、その取扱いに関する方針を検討しているところであり、お尋ねの「運転を再開する場合についてお答えすることは困難である。」

四の5について

原子力機構によると、お尋ねの「ナトリウムの放射化の割合」について、現時点で計算しておらず、お答えすることは困難であるとのことである。

五の1について

原子力機構によると、平成二十八年十月三十一日時点において、もんじゅに存在する原子炉で照射される前の燃料集合体の数は、炉心燃料集合体が三十三体、ブランケット燃料集合体が三十四体とのことである。

五の2について

原子力機構によると、原子炉で照射された燃料集合体全体について、現時点で、お尋ねの「平均燃焼度」及び「平均発熱量」について計算し

ておらず、お答えすることは困難であるとのことである。

五の3について

原子力機構によると、炉心燃料集合体又はブランケット燃料集合体について、炉外燃料貯蔵槽は二百五十体、燃料池は千四百十二体をそれぞれ収容できるとのことである。

五の4について

原子力機構によると、平成二十八年十月三十一日時点において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の冷却設備は稼働しているとのことである。

伊方原発近辺を走る中央構造線に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月二十八日

参議院議長 伊達 忠一殿 福島みずほ

参議院議長 伊達 忠一殿

伊方原発近辺を走る中央構造線に関する質問主意書

早坂康隆氏(広島大学准教授は、四国電力株式会社伊方発電所(以下「伊方原発」という。)の直下で巨大地震が起きうるとの警告を、熊本・大分群発地震を機に発している。雑誌「週刊金曜日」(本年十月二十一日号)によれば、早坂准教授は、伊方原発近辺の活断層帯について、小松正幸氏(愛媛大学名誉教授)ら約十人の研究者が議論を重ねた結果、伊方原発の前面海域六百メートル沖に中央構造線の主断層が走っており、これが活断層である可能性が高いとの結論を得ていること、また、伊方原発前面海域を走る中央構造線の両端が活断層であることが既にわかっているにもかかわらず、四国電力は伊方原発周辺の活断層調査をしていないことを指摘している。

さらに、中央構造線のうち、伊方原発の東方で下灘―長浜沿岸活断層へと連続している部分は高角度であることがわかっているとし、熊本地震を起した布田川断層が約八十度の高角右横ずれ断層であったことを例に挙げ、伊方原発の直近にある活断層が鉛直型である場合、伊方原発の直下で地震が発生することとなると指摘している。

加えて、早坂准教授は、伊予灘では大きな地震が地下約十キロメートルで起こると推測できるとし、P波が到達したわずか一から二秒後に大きな揺れを引き起こすS波が原発を襲う危険性があることを指摘し、伊方原発が建っているのはダメージゾーンに位置するボロボロの岩盤であること、GPS観測網による変位ベクトルをみると、伊予灘の中央構造線付近に大きな歪みが溜まっていると推定されていることから、中央構造線がいつ活動してもおかしくない状態にあると考えていると述べている。

なお、政府の地震調査研究推進本部は、石鎚山脈北縁西部の川上断層から伊予灘の佐田岬北西沖に至る区間の中央構造線断層帯が活動すると、マグニチュード八・〇程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定しており、早坂准教授もこれに異論はないとしている。

これら、早坂准教授らの研究結果を踏まえて、以下質問する。

一 原発の安全性を確保するためには「最新の科学的知見」を反映させる必要があると考えるが、政府の認識はどうか。

二 中央構造線は、伊方原発近辺では、どこを走っているかと政府は考えているか。

三 伊方原発近辺を走る中央構造線の両端が活断層であると政府は考えているか。

四 伊方原発近辺を走る中央構造線の両端の断層の角度はどの程度であると政府は考えているか。

五 伊方原発が建っているのはダメージゾーンに

位置する岩盤であると政府は考えているか。

六 伊予灘の中央構造線付近には現在歪みが溜まっていると政府は考えているか。

七 地震調査研究推進本部は、伊予灘の中央構造線断層帯の活動により発生する地震規模について、マグニチュード八・〇程度もしくはそれ以上であると推定しているか。

八 前記七の「それ以上」とは、上限を示さず用いられる概念であるが、伊方原発は「マグニチュード八・〇以上の地震に耐えることができる」と政府は考えているか。

九 四国電力が伊方原発の前面海域における活断層の有無について調べているかどうか、政府は承知しているか。承知している場合、海岸から活断層までの距離について具体的に示された

十 「伊方原発の危険性」を考えれば、熊本・大分群発地震を契機に、安全性を確認するための「海陸統合地震波探査」を早急に実施すべきと考えるが、政府の認識はどうか。

右質問する。

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出伊方原発近辺を走る中央構造線に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出伊方原発近辺を走る中央構造線に関する質問に対する答弁書

弁書

一について
御指摘の「最新の科学的知見」が具体的に何を指すのか明らかではないが、政府としては、原子力発電所の安全性の追求に終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、最新の知見

を踏まえ、更なる安全性の向上に努めるべきであると考へている。

二について

地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成二十三年二月十八日に公表した「中央構造線断層帯(金剛山地東縁―伊予灘)の長期評価(一部改訂)について」(以下「長期評価」という。)において、中央構造線断層帯が、四国電力株式会社伊方発電所(以下「伊方発電所」という。)の敷地沖合約六キロメートルから八キロメートルのところを通過していると評価していると認識している。

三について

御指摘の「中央構造線の両端」が具体的に何を指すのか明らかではないが、長期評価において、中央構造線断層帯は、金剛山地東縁から伊予灘までの約三百六十キロメートルにわたる活断層帯であると評価していると認識している。

四について

御指摘の「中央構造線の両端」が具体的に何を指すのか明らかではないが、長期評価において、中央構造線断層帯は、東側の金剛山地東縁では西傾斜十五度から四十五度(深さ三百メートル以浅)、西側の伊予灘では高角度北傾斜(深さ二キロメートル以浅)であると評価していると認識している。

五について

御指摘の「ダメージゾーン」が何を指すのか明らかではなく、お答えすることは困難である。

六について

長期評価においては、中央構造線断層帯周辺では「全体として北西―南東方向の縮みがみられる」と評価しているところであり、伊予灘について、特に、御指摘のように「歪みが溜まっている」と評価しているものではない。中央構造線断層帯周辺については、長期評価が公表された以後も関係機関において地殻変動の観測を

継続しているところであるが、現時点において長期評価を変更すべき特段の状況の変化は報告されていない。

七について

長期評価において、中央構造線断層帯については、「石鎚山脈北縁西部の川上断層から伊予灘の佐田岬北西沖に至る区間が活動すると、マグニチュード八・〇程度もしくはそれ以上の地震が発生する」と推定されると評価している。

八について

伊方発電所についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)及び同法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準(以下「新規制基準」という。)に係る適合性審査において、四国電力株式会社(以下「四国電力」という。)は、中央構造線断層帯に加え、「別府―万年山断層帯までの約四百八十キロメートルの区間にわたる地震を考慮し、御指摘の「マグニチュード八・〇以上」の地震を想定した評価を行っており、原子力規制委員会はこれを妥当であると判断している。

九について

御指摘の「伊方原発の前面海域」の具体的な範囲が明らかではないが、四国電力が、伊方発電所の敷地周辺の海域において、活断層の有無等を調べるための調査を実施していることは承知している。お尋ねの「海岸から活断層までの距離」が、具体的にどの活断層までの距離のか必ずしも明らかではないが、二についてでお答えしたとおり、伊方発電所の敷地沖合約六キロメートルから八キロメートルのところを中央構造線断層帯が通過していると認識している。

十について

四国電力が、伊方発電所の敷地周辺において、活断層の有無等を調べるための調査を実施

し、伊方発電所についての新規規制基準に係る適合性審査において、原子力規制委員会はこれを妥当であると判断していることから、伊方発電所の安全性を確認するために、平成二十八年熊本地震を契機に御指摘の「海陸統合地震波探索」を早急に実施すべきであるとは考へていない。

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月二十八日
参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問主意書

平成二十八年二月十日、日本は拉致・核・ミサイル問題を包括的に解決するため、北朝鮮に対して独自の措置(以下「独自措置」とする)を実施することを決定しました。その効果と今後の対応について質問します。

一 独自措置の実施の決定からすでに八か月以上経過しました。独自措置の実施により、拉致・核・ミサイル問題を包括的に解決するという目的はどの程度達成されたのですか。政府の現状認識を明らかにして下さい。

二 独自措置の実施後においても、北朝鮮は核実験を行い、弾道ミサイルを累次にわたり発射しています。また、ストックホルム合意に基づく調査報告も行っていない。この現状に鑑み、政府は独自措置に何らかの欠陥があるという認識をお持ちですか。

三 独自措置は、実施の理由の一つに拉致問題がいます。この独自措置においても、拉致問題が核・

ミサイルの問題に優先する最重要課題と位置付けられているのですか。

四 平成二十八年七月、米国は北朝鮮における人権侵害を理由として、北朝鮮の個人、団体を制裁の対象として指定しました。政府は、北朝鮮による核・ミサイル開発を阻止するために北朝鮮における人権侵害問題を持ち出す米国の姿勢を歓迎していますか。

五 現在、国連及び国際社会は、安全保障上の理由から北朝鮮における核・ミサイル・人権の問題を一体的に解決しようと連携を深めています。こうした状況下において、日本が核・ミサイル問題と拉致問題を切り離し、拉致問題について北朝鮮と単独交渉をすることは可能でしょうか。また、政府はどのような方針をお持ちでしょうか。右質問する。

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問に対する答弁書

一及び二について

我が国の対北朝鮮措置の効果について、一概に申し上げることは困難であるが、北朝鮮向けの支払の原則禁止を含む本年二月から実施してきた対北朝鮮措置は、北朝鮮の厳しい経済状況を併せ考えた場合、一定の効果を及ぼしていると考えられており、政府として、お尋ねのような「欠陥がある」との認識は有していない。

三及び五について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。

四について

お尋ねの「北朝鮮による核・ミサイル開発を阻止するために北朝鮮における人権侵害問題を持ち出す米国の姿勢」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に棄権しなかつた理由に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月三十一日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に棄権しなかつた理由に関する質問主意書

一 平成二十八年十月二十八日の国連総会第一委員会での「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」の採決に際し、わが国は世界で唯一の戦争被爆国であるにも関わらず政府がこれに「賛成はもとより「棄権」しなかつた理由について、「なぜ、いかなる理由に基づき棄権でもなく反対のみが唯一の手段であると考えたのか」及び「棄権とすることによって、どのような不都合が生じうる等と考えたのか」を具体的に示しながら詳細に説明されたい。

二 国連総会第一委員会での「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」の採決の前に、米国防

府から日本国政府に対し、同決議に反対することを求める旨の文書が提出されていたのか。提出されていた場合は、その内容を明らかにされたい。また、日本国政府に対して同様の趣旨の対応を求めるその他の意思表示が米国政府からなされていた場合はその態様及び内容について明らかにされたい。

三 政府は、「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」で求めている条約交渉に参加するかどうかについて明確に示されたい。また、参加する場合は、どのような交渉方針に基づくこととするのか明確に示されたい。なお、参加あるいは不参加とする場合、あるいは、現時点で答弁できない等とする場合のいずれにおいても、その理由を明確に示すこと。

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に棄権しなかつた理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に棄権しなかつた理由に関する質問に対する答弁書

一 について
核軍縮に関する我が国の基本的立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識及び厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるというものである。御指摘の決議案は、北朝鮮の

核・弾道ミサイル開発が我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中で、このような我が国の基本的立場に合致せず、また、核兵器国と非核兵器国との間の対立を一層助長し亀裂を深めるものであるとの理由から、慎重な検討を重ねた結果、反対したものである。

二について

外交上の個別のやり取りについては、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えた。

三について

御指摘の交渉に参加するか否かについては、平成二十八年十月二十八日の衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会等において岸田外務大臣が答弁しているように、交渉が開始されることとなる以上は、交渉に参加し、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との間の協力が不可欠であるとの立場から、主張すべきことはしっかりと主張していくことも念頭に置いているが、いずれにせよ、交渉の在り方の詳細に関する今後の議論等も踏まえ、検討していく考えである。

「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対した理由に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月三十一日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対した理由に関する質問主意書
外務省による岸田外務大臣会見記録によれば、平成二十八年十月二十八日の国連総会第一委員会

での「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対した理由として、「反対の理由は、この決議案が、(一)具体的・実践的措置を積み重ね、「核兵器のない世界」を目指すという我が国の基本的立場に合致せず、(二)北朝鮮の核・ミサイル開発への深刻化などに直面している中、核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深めるものであるからであります。こうした評価は、この決議に対する各国の投票行動、例えば北朝鮮はこの決議に賛成をしています。そして核兵器国は全ての決議に対しては賛成をしております。こうした投票行動にも、こうした評価は表れているのではないかと、このように考えます。」とされているところである。以下、これに関して質問する。

一 「(一)具体的・実践的措置を積み重ね、「核兵器のない世界」を目指すという我が国の基本的立場に合致せず」について、「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に基づいて行われることとなる条約交渉等が、なぜ、「具体的・実践的措置」に該当しないと考えたのか、その理由を具体的に詳細に説明されたい。

二 「(二)北朝鮮の核・ミサイル開発への深刻化などに直面している中、核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深めるものであるからであります。」について、「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」が採択されることが、なぜ、「核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深めるものである」と考えたのか、その理由を具体的に詳細に説明されたい。

三 前記二において、「核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深める」という事態が、「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に基づいて行われることになる条約交渉等において改善等し得ないと考えたのか。

政府の見解を明らかにし、その理由について具體的かつ詳細に説明されたい。

四 「こうした評価は、この決議に対する各国の投票行動、例えば北朝鮮はこの決議に賛成をしています。そして核兵器国は全てこの決議に対しては賛成をしております。こうした投票行動にも、こうした評価は表れているのではないかと」との主張の合理性及び正当性について、同日に国連総会第一委員会が採択されたわが国の提出による「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」に対して、核保有国である中国、ロシアが反対し、同じく核保有国であるインド、パキスタン、英国が棄権している事実との関係をどのように考えるのか、すなわち、全ての核保有国が「(一)具体的・実践的措置を積み重ね、核兵器のない世界を目指す」という我が国の基本的立場を支持していないこととの関係についてどのように考えるのか、具体的かつ詳細に示されたい。

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対した理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対した理由に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

核軍縮に関する我が国の基本的立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識及び厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非

平成二十八年十一月九日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるというものである。御指摘の決議案は、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発が我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となつている中で、このような我が国の基本的立場に合致せず、また、核兵器国と非核兵器国との対立を一層助長し亀裂を深めるものであるとの理由から、慎重な検討を重ねた結果、反対したものである。

四について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」への反対と憲法前文の平和主義との整合性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月三十一日

小西洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」への反対と憲法前文の平和主義との整合性に関する質問主意書

安倍政権が平成二十八年十月二十八日の国連総会第一委員会での「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対したことが、憲法前文の平和主義の趣旨と整合する理由について、整合し矛盾しないと考えられる根拠となる平和主義の規定を網羅的に引用しながら具体的かつ詳細に説明されたい。

右質問する。

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」への反対と憲法前文の平和主義との整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」への反対と憲法前文の平和主義との整合性に関する質問に対する答弁書

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

原子爆弾投下による惨禍と憲法の平和主義等との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月三十一日

小西洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

原子爆弾投下による惨禍と憲法の平和主義等との関係に関する質問主意書

一 安倍政権は、広島及び長崎に対する原子爆弾の投下による惨禍と憲法前文の平和主義との関係をどのように考えているか、具体的かつ詳細に説明されたい。

二 安倍政権は、広島及び長崎に対する原子爆弾の投下による惨禍と憲法第九条との関係をどのように考えているか、具体的かつ詳細に説明されたい。

右質問する。

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出原子爆弾投下による惨禍と憲法の平和主義等との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出原子爆弾投下による惨禍と憲法の平和主義等との関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「関係」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月三十一日

小西洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問主意書

昭和三十一年、我が国はソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連」という。)との間で日本国とソ連との共同宣言(以下「日ソ共同宣言」という。)を締結し、日ソ間の国交を回復した。日ソ共同宣言第九項には、ソ連は「日本国の要望にこたえつつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。」と明記されている。右を踏まえ、質問する。

一 安倍総理は第百九十二回国会において、「北方四島の帰属問題を解決して平和条約を締結する」との決意を示している(平成二十八年十月三日衆議院予算委員会での安倍総理答弁)。この答弁で安倍総理が述べた「平和条約」とは、日ソ共同宣言第九項に記された「平和条約」のみを指すと理解してよい。他の異なる「平和条約」を指している場合、その意味するところを具体的にかつ網羅的に説明されたい。

二 安倍政権においては、内閣府ホームページの「北方領土問題とは」との表題のコナーにある「北方領土問題に関する基本的な考え方(一)我が国の対露外交の基本方針」の「(一)平和条約締結問題」において、「日露関係の最大の懸案は平和条約締結問題である。我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した基本方針の下、粘り強い交渉を継続する。」としているところである。安倍政権において、この内閣府ホームページの「我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する」という一貫した基本方針」における「平和条約」とは、日ソ共同宣言第九項に記された「平和条約」のみを指すと理解してよい。安倍政権において、他の異なる「平和条約」を指している場合、その意味するところを具体的にかつ網羅的に説明されたい。

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「日ソ共同宣言第九項に記された「平和条約」のみを指す」との意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結することは、政府の一貫した方針である。